

# 第3次さつま町男女いきいきしあわせプラン

(さつま町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)  
(さつま町女性の職業生活における活躍の推進計画)

<令和4年度～令和8年度>



令和4年3月  
鹿児島県さつま町





## はじめに

本町では、平成20年に「さつま町男女いきいき幸せプラン」、平成30年に「第2次さつま町男女いきいき幸せプラン」を策定し、あらゆる分野において男女共同参画社会実現に向けた様々な取組を進めてまいりました。

その間、国においては、平成27年に女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立、平成30年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、令和2年には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

世界的にみると、平成27年に国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年を年限とする17の国際目標SDGs（持続可能な開発目標）の中で、「ジェンダー平等を実現しよう」の目標が掲げられ、ジェンダー平等とあらゆる分野における女性活躍社会の実現に向けた気運が世界規模で高まってきています。

さて、本町が令和3年に実施した「男女共同参画社会における町民アンケート」によると、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的性別役割分担意識は少しずつ解消してきているものの、家庭や職場、政治、地域社会等の個別分野における平等感、依然として男性優位である実態が明らかになりました。

このたびの計画では、社会情勢の変化や町民アンケート等の結果、また、諮問機関であります「さつま町男女共同参画推進懇話会」のご意見等を踏まえ、3つの重点目標を柱として、100項目の具体的施策を総合的かつ計画的に取り組むことにより、性別にとらわれず多様性を認め合い、誰もが「いきいき・健やか・笑顔あふれる」地域社会づくりを目指してまいります。

なお、男女共同参画社会の実現のためには行政だけでなく、町民の皆様、事業所、関係機関の方々などとの連携・協働が不可欠であります。今後とも、皆さま方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、このプランを策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました、町男女共同参画推進懇話会の委員をはじめ、アンケートにご協力いただきました町民の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和4年3月

さつま町長 上野 俊市

## 目次

### 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	4
2. 国・県の動き	6
3. さつま町の動き	7
4. 社会・経済環境の変化	8

### 第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目標	12
2. 計画期間	12
3. 計画の位置づけ	12
4. 基本理念	13
5. 男女共同参画とSDGs	14
6. 計画の構成	15
7. 計画の体系	15

### 第3章 計画の内容

重点目標1 個人一人ひとりの人権が尊重される「意識づくり」	18
（1）男女共同参画社会実現に向けた意識づくり	20
（2）男女共同参画を推進する教育・学習	21
（3）性の多様性についての理解促進	24
重点目標2 誰もが男女共同参画しやすい「環境づくり」	25
（1）政策や方針決定（過程）への女性の参画拡大	26
（2）ワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくり	28
重点目標3 健やかに安心して暮らせる「社会づくり」	32
（1）人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶	35
（2）誰もが元気で健やかに暮らすための支援	37
（3）防災分野における男女共同参画の推進	42
（4）男女共同参画社会の視点に立った地域コミュニティづくりの推進	44
推進体制	46
計画の数値目標	48

### 資料編

男女共同参画社会基本法	49
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	52
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	58
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	64
鹿児島県男女共同参画推進条例	66
さつま町男女共同参画推進委員会設置規定	69

さつま町男女共同参画推進懇話会設置要綱	70
用語解説	71



## 第1章 計画策定にあたって







### 1. 計画策定の趣旨

本町では、平成17年に合併後、さつま町女性50人委員会「さつまおごじょ元気会」や、男女共同参画推進懇話会などを通じ、男女共同参画の推進に取り組み、平成20年に「さつま町男女いきいき幸せプラン」を、平成30年には「第2次さつま町男女いきいき幸せプラン」策定しました。

国では、平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」で、誰もが性別にかかわらず互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会（※P71）の実現を21世紀における最重要課題として位置づけています。

平成27年には、少子高齢化や人口減少の急速な到来、格差と貧困の問題などに対応するため、女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」）が施行されました。令和3年度以降の国の第5次男女共同参画基本計画では、「あらゆる分野における女性の参画拡大」を第1の政策領域に上げ、あらゆる意思決定の場での女性の参画拡大や女性活躍の機会を一層広げていくことを目指すなど、男女共同参画社会の実現をさらに加速させる取組が進められています。

また、平成30年には、ワーク・ライフ・バランス（※P71）の実現に必要な働き方改革の推進に向け、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、男女共同参画や女性活躍の推進に影響のある法改正が進められています。

国際社会においては、平成27年に国連サミットにおいて採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」の一つとして「ジェンダー（※P71）平等」が掲げられ、「すべての女性と女児に対する差別や暴力をなくすこと」「介護や家事等の無償労働を認識・評価すること」「意思決定における女性の参画とリーダーシップの機会を確保すること」などの具体的な目標が定められ、男女平等に向けた取組が積極的に進められています。

少子高齢化、人口減少社会における、雇用状況の変化や働き方・ライフスタイルが多様化する中で、男女がともに健康で充実感を感じながら生活することができる環境づくり、職場・地域・社会の活性化を図る様々な取組が必要です。また、近年、単身世帯やひとり親世帯が増加する中で、女性は男性に比べ非正規労働者が多いことなどから、生活困難に陥りやすい状況にあります。特に大規模災害の発生や感染症等の流行といった非常時には、女性の方が家庭での家事育児等の責任が集中しがちになる、職を失いやすい、DV（ドメスティック・バイオレンス）（※P72）や性暴力が増加するなど、平常時には隠れていた問題が表面化するため、あらゆる施策や取組を男女共同参画の視点で改めて考える必要があります。

こうした現状を踏まえ、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化などから生じている新たな問題に対応するため、諸施策を総合的かつ計画的に推進する「第3次さつま町男女いきいき幸せプラン」を策定します。

【参考】さつま町男女共同参画社会に関する町民アンケート調査の実施概要

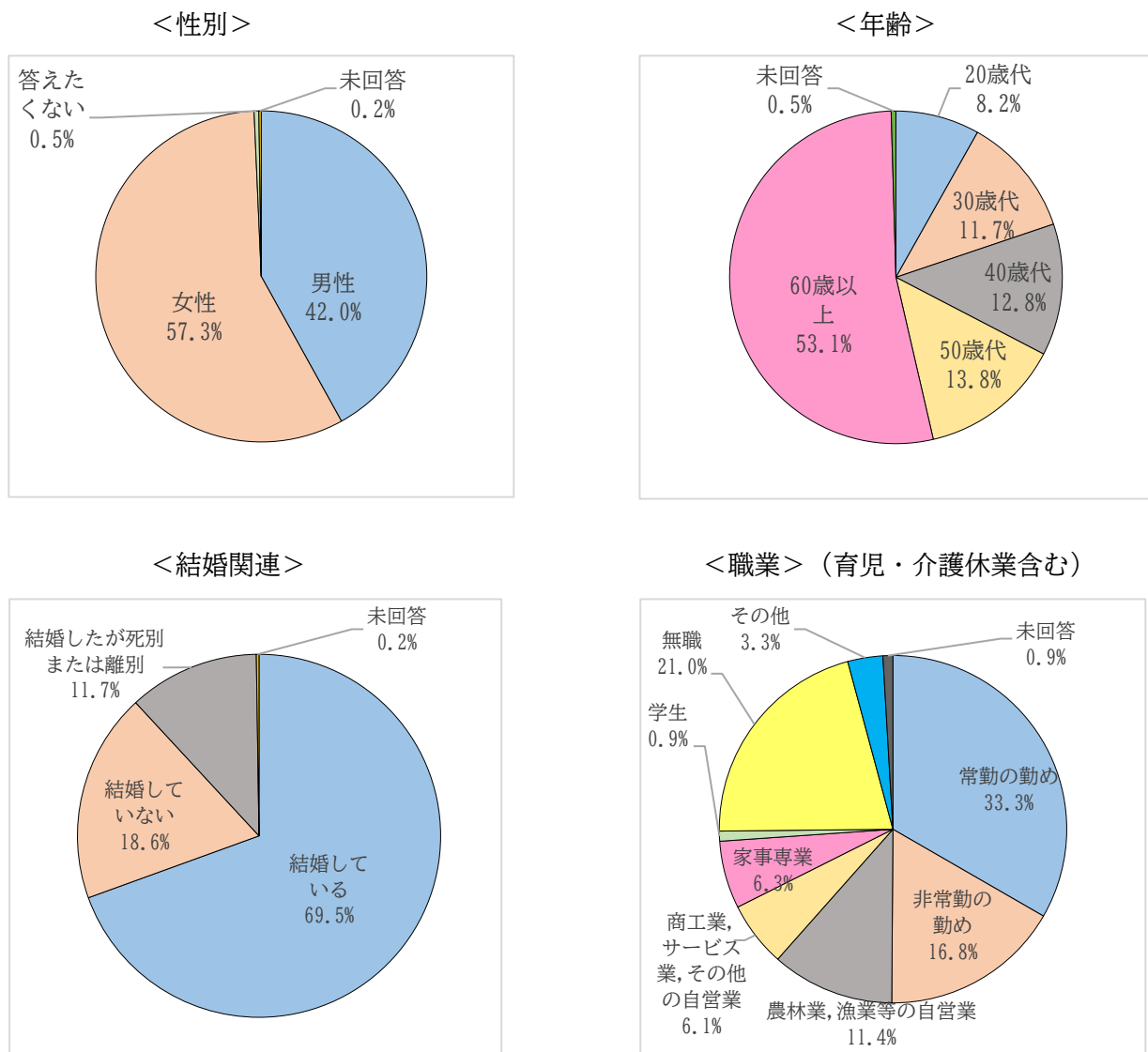
1 調査の目的

さつま町の男女共同参画をめぐる実態を把握し、男女共同参画の形成の促進に関する状況と問題点を調査することによって、さつま町男女共同参画基本計画の策定や施策の推進のための基礎的データとして活用します。

2 調査概要と回収状況

- (1) 調査地域：さつま町全域
- (2) 調査対象：さつま町在住の20歳以上の男女1,000人
- (3) 抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- (4) 調査方法：郵便配布・回収
- (5) 調査期間：令和3年5月10日～6月4日実施
- (6) 有効回答数：429通

【回答者の属性】



## 2. 国・県の動き

年	国	県
昭和 52 年	「国内行動計画」策定（昭和 52～61 年）	
昭和 60 年	「女子差別撤廃条例」批准 「男女雇用機会均等法（※P71）」公布（昭和 61 年施行）	
昭和 62 年	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
平成 3 年		「鹿児島女性プラン 21」策定（平成 3 年度～12 年度）
平成 5 年	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」公布	
平成 7 年	「育児・介護休業法」の改正	
平成 8 年	「男女共同参画 2000 年プラン」策定	
平成 9 年	「男女雇用機会均等法」一部改正	
平成 11 年	「男女共同参画社会基本法」公布	「かごしまハーモニープラン」策定（平成 11 年度～平成 20 年度）
平成 12 年	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	
平成 13 年	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布
平成 15 年	「次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法」成立	
平成 17 年	「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	
平成 18 年		「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定
平成 19 年	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成 20 年	「女性の参加加速プログラム」「男女雇用機会均等法」一部改正	「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定（平成 20 年度～平成 24 年度）
平成 21 年		「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定
平成 22 年	「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	
平成 24 年	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画～働く『なでしこ』大作戦」策定	

年	国	県
平成 25 年		「第 2 次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(平成 25 年度～平成 29 年度)
平成 27 年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定	
平成 28 年		鹿児島県女性活躍推進会議設立
平成 29 年		「鹿児島県女性活躍推進計画」策定
平成 30 年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行	「第 3 次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(平成 30 年度～令和 4 年度)
令和 2 年	「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	

### 3. さつま町の動き

年月	さつま町
平成 17 年 3 月 9 月	旧宮之城町, 旧鶴田町, 旧薩摩町が合併し「さつま町」が誕生 さつま町女性 50 人委員会「さつまおごじょ元気会」を設置
平成 18 年 11 月 11 月 11 月	「男女共同参画推進委員会」並びに「男女共同参画推進懇話会」を設置 男女共同参画推進委員会幹事会 男女共同参画推進委員会 男女共同参画推進懇話会
平成 19 年 3 月 3 月 3 月 4 月 6 月・8 月 6 月・8 月 6 月・8 月 9 月	さつま町女性 50 人委員会「さつまおごじょ元気会」から提言 男女共同参画推進委員会幹事会 男女共同参画推進懇話会 「男女共同参画社会に関する住民アンケート調査」の実施 男女共同参画推進委員会幹事会 男女共同参画推進委員会 男女共同参画推進懇話会 男女共同参画推進懇話会会長から町長へ提言
平成 20 年 3 月	「さつま町男女いきいき幸せプラン」策定 (計画期間：平成 19 年度～平成 28 年度)
平成 27 年 7 月	「さつま町男女いきいき推進会議」を設置
平成 28 年 2 月 6 月 7 月 9 月	「さつま町男女いきいき推進会議」から提言 男女共同参画推進委員会幹事会 「男女共同参画社会に関する住民アンケート調査」を実施 男女共同参画推進委員会幹事会
平成 29 年 3 月 6 月 12 月	男女共同参画推進懇話会 男女共同参画推進委員会幹事会 男女共同参画推進委員会幹事会

年月	さつま町
	男女共同参画推進委員会
平成 30 年 2 月	男女共同参画推進懇話会
平成 30 年 3 月	男女共同参画推進委員会 男女共同参画推進懇話会から町長へ提言 「第 2 次さつま町男女いきいき幸せプラン」策定
令和 3 年 3 月	男女共同参画推進懇話会
5 月	「男女共同参画社会に関する町民アンケート調査」を実施
9 月	男女共同参画推進委員会幹事会
10 月	男女共同参画推進委員会幹事会
令和 4 年 1 月	男女共同参画推進委員会幹事会
2 月	男女共同参画推進委員会 男女共同参画推進懇話会
3 月	男女共同参画推進委員会 男女共同参画推進懇話会 男女共同参画推進懇話会から町長へ提言 「第 3 次さつま町男女いきいき幸せプラン」策定

#### 4. 社会・経済環境の変化

##### (1) 人口減少と少子高齢化の進行

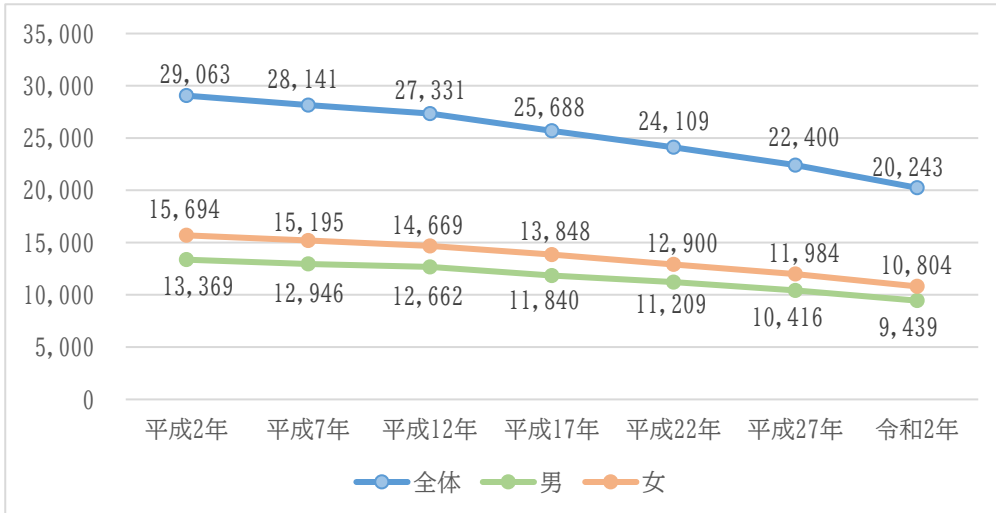
国勢調査によるさつま町の総人口は、平成 17 年 25,688 人、平成 22 年 24,109 人、平成 27 年 22,400 人、令和 2 年 20,243 人と一貫して減少しており、近年減少幅も拡大傾向となっています。本町は国よりも早い時期に人口の減少が始まっており、高齢化による自然減の拡大は今後も続く予測されています。

年齢 3 区分別人口を見ると、65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、平成 17 年 34.7%、平成 22 年 35.4%、平成 27 年 37.9%、令和 2 年 41.8%と増加傾向が続いている一方、15 歳未満の年少人口、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は減少の一途をたどっており、町民の 2.4 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢社会を迎えています。

また、合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む平均の子ども数）（※P71）は、平成 25 年から平成 29 年では 1.64 となっており全国平均の 1.43 を上回っていますが、鹿児島県の平均 1.68 を下回っており、北薩地域 3 市 2 町（薩摩川内市、出水市、阿久根市、長島町、さつま町）の中では最低の値となっています。出生数も年々減少傾向となっており、令和 2 年と 3 年の出生数は 100 人を下回る状況で、死亡者数の増加と相まって自然減の拡大も続いています。

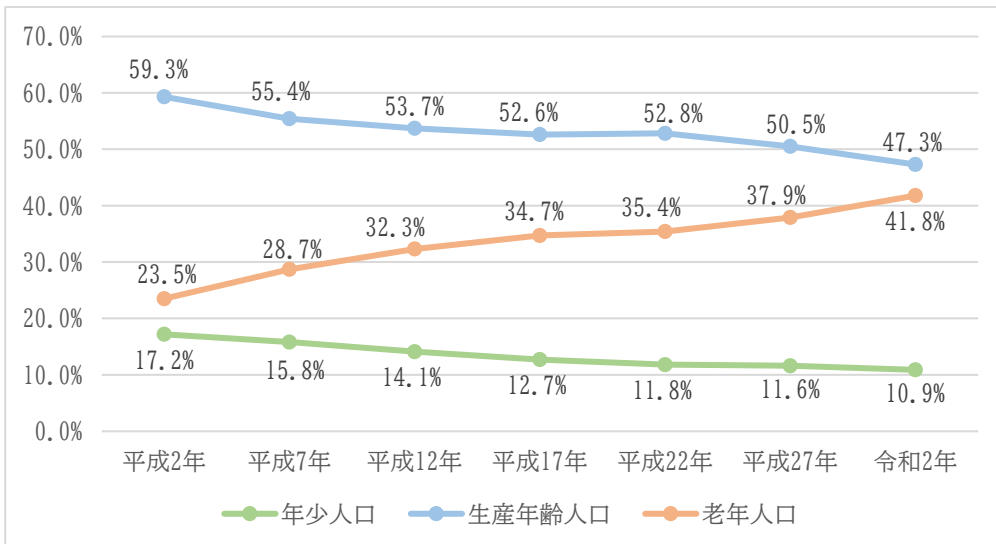
このように、人口減少、少子高齢化社会が進展する中で、労働人口の減少や社会保障関連に関する負担の増大など、地域活力の低下をもたらすことが懸念されており、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

【さつま町の人口の推移】



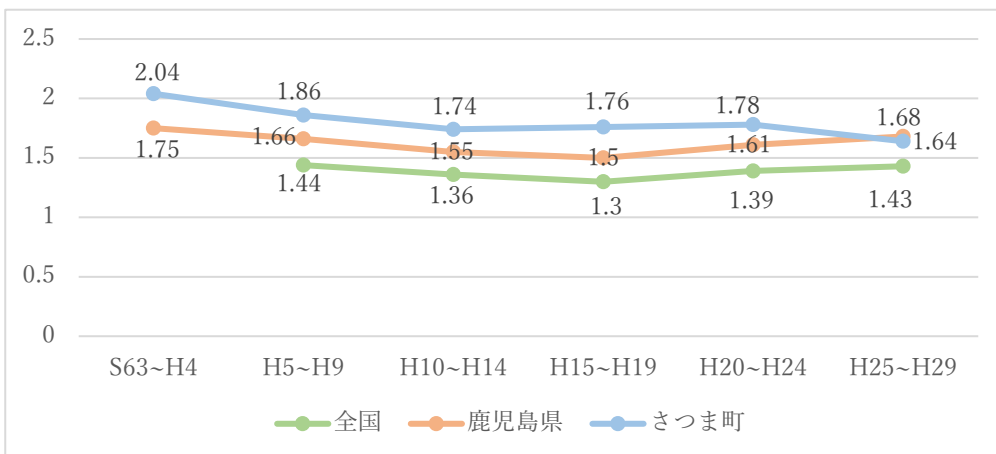
<資料：国勢調査>

【年齢3区分の人口推移】



<資料：国勢調査>

【合計特殊出生率】



<資料：人口動態統計>

## (2) 就業構造の状況

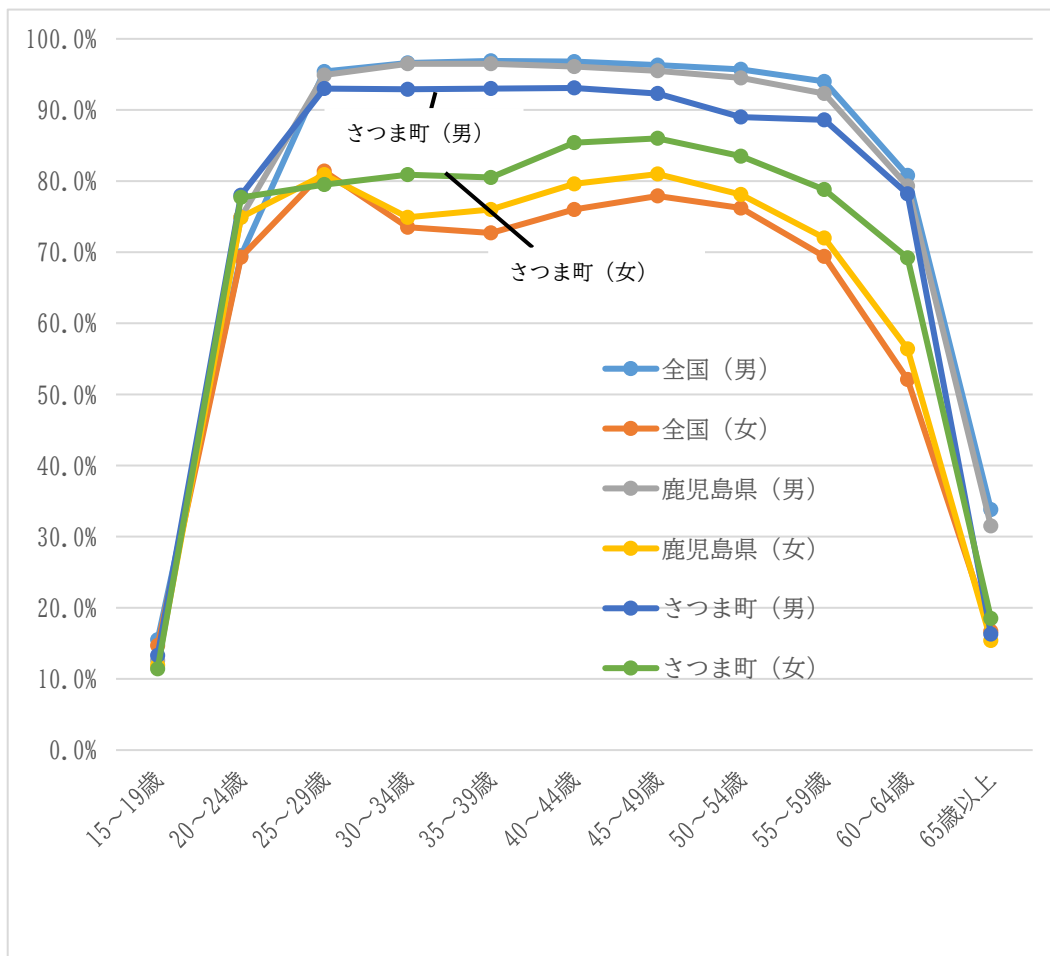
長引く経済の低迷や雇用情勢の悪化により、パートタイム労働や派遣労働等の非正規労働者の割合が増加傾向にあり、特に女性を中心とした労働者の非正規雇用化が急速に進んでいます。

このような女性労働者の非正規雇用化は女性の就業機会の拡大や多様な働き方を可能にしたものの、賃金や待遇面で正規雇用者との格差が大きく社会問題となっています。

国や県における年齢別の労働力を男女別に見ると、男性は20歳代後半から50歳代までほぼ同様の割合の人が働いている一方、女性は20歳代後半から30歳代後半にかけて働く人の割合が減少し、30歳代後半から40歳代後半にかけて徐々に増加するM字型の曲線になっています。これをM字カーブ問題（※P71）と言い、女性の働き方における女性の特徴と言われる「一時就業中断型」を示しています。本町は国や県と比較すると一時中断の方は少ない状況になっています。

人口減少、少子高齢化社会が進展し、労働者も減少している状況において今後は、女性や高齢者、外国人などが労働力として期待される中で、誰にとっても多様な働き方が選択でき、就労を望む人が安心して働き続けられる環境の整備が求められています。あらゆる人が自分の能力を發揮できるように、仕事と家庭の両立のためのサービスの充実とあわせて、様々な人々への就労支援を行う必要があります。

### 【5歳階級別の労働力】



<資料：H27 国勢調査>

### (3) 家族形態・生活形態の多様化

本町における世帯数の推移をみると、平成22年の世帯数は、9,969世帯、平成27年は9,690世帯、令和2年は9,190世帯と世帯数は年々減少しています。また、一世帯当たりの人数をみると、平成22年は2.4人、平成27年は2.3人、令和2年は2.2人と若干減少している状況にあります。

また、令和3年に実施した「男女共同参画社会に関する町民アンケート調査」によると、結婚している世帯の働き方は「共働き」世帯が56.4%と半数を超え、本町においても家族形態・生活形態の多様化は進展しています。

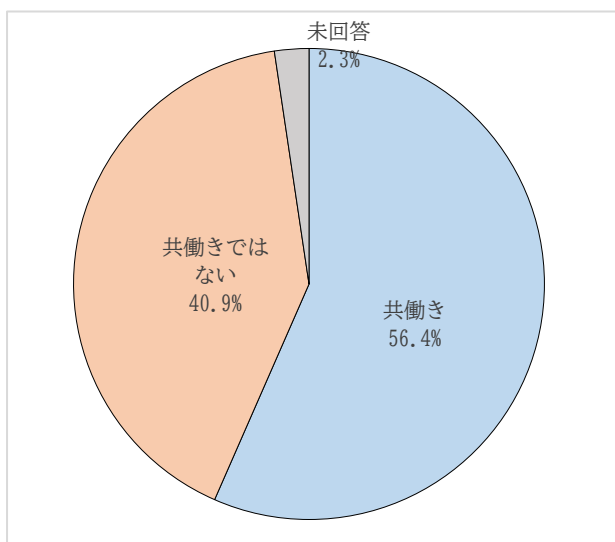
これまで国における、様々な制度は「働く夫、専業主婦の妻、子どもが2人」という定型的な家族モデルで設計されていますが、近年、家族構成は多様化し、いわゆる標準世帯は少数となっており、制度について見直しが進められています。また、各種施策の実施にあたっては、一人ひとりの多様な在り方を尊重し、性別にかかわらず一人ひとりの暮らしの質の向上を支えるために、職場における処遇改善や働き方改革の推進など環境の整備を進める必要があります。

#### 【世帯数及び一世帯当たりの人員の推移】

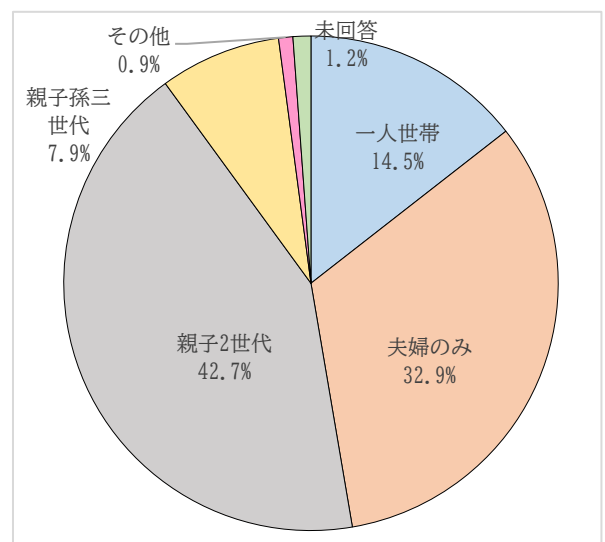
年次	世帯数	1世帯当たり
平成2年	10,209	2.8
平成7年	10,168	2.8
平成12年	10,429	2.6
平成17年	10,249	2.5
平成22年	9,969	2.4
平成27年	9,690	2.3
令和2年	9,190	2.2

<資料：国勢調査>

<夫婦共働きの状況>



<家族構成>



<資料：さつま町男女共同参画社会に関する町民アンケート調査>



## 第2章 計画の基本的な考え方





### 1. 計画の目標

町民一人ひとりの人権が尊重され、男女が「いきいき・健やか・笑顔あふれる」まちの実現

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。本町では、一人ひとりの豊かな人生のために、人権が尊重され、仕事や家庭、地域生活など多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女が共に夢や希望を実現するため、男女共同参画社会を確立し、「いきいき・健やか・笑顔あふれる」まちの実現を目指します。



### 2. 計画期間

第3次さつま町男女いきいき幸せプランは、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

ただし、社会・経済情勢、計画の進捗状況、国・県の動向を見据えながら、必要に応じて見直しを行います。

### 3. 計画の位置づけ

第3次さつま町男女いきいき幸せプラン（以下、「本計画」という。）は、男女共同参画社会基本法第14条第3項で定める「市町村男女共同参画計画」に位置づけられるものです。

本計画は、「第2次さつま町総合振興計画後期基本計画」及び国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」、各種個別計画との整合性を図り策定します。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（DV防止計画）を包含します。

## 4. 基本理念

男女共同参画社会基本法には、男女共同参画社会の形成について、5つの理念が規定されています。本計画においては、令和4年度から令和8年度までの5年間にわたり、これらの基本理念に基づいた取組を進めることにより、すべての人々がその人権を尊重され、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

### 【5つの理念】《男女共同参画社会基本法》男女共同参画社会を実現するための5本の柱

#### 1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの個人として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

#### 2. 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

#### 3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

#### 4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援を受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

#### 5. 国際的協調

男女共同参画社会の実現に向けて、国際社会と共に歩むことが大切です。国際社会における動向をふまえ、国際的な連携・協力のもと取り組む必要があります。

◆この計画の中で使用している「男女共同参画の視点」とは、これらの理念を踏まえた立場や観点のことをいいます。



男女共同参画

男女共同参画シンボルマーク  
＜内閣府男女共同参画局＞

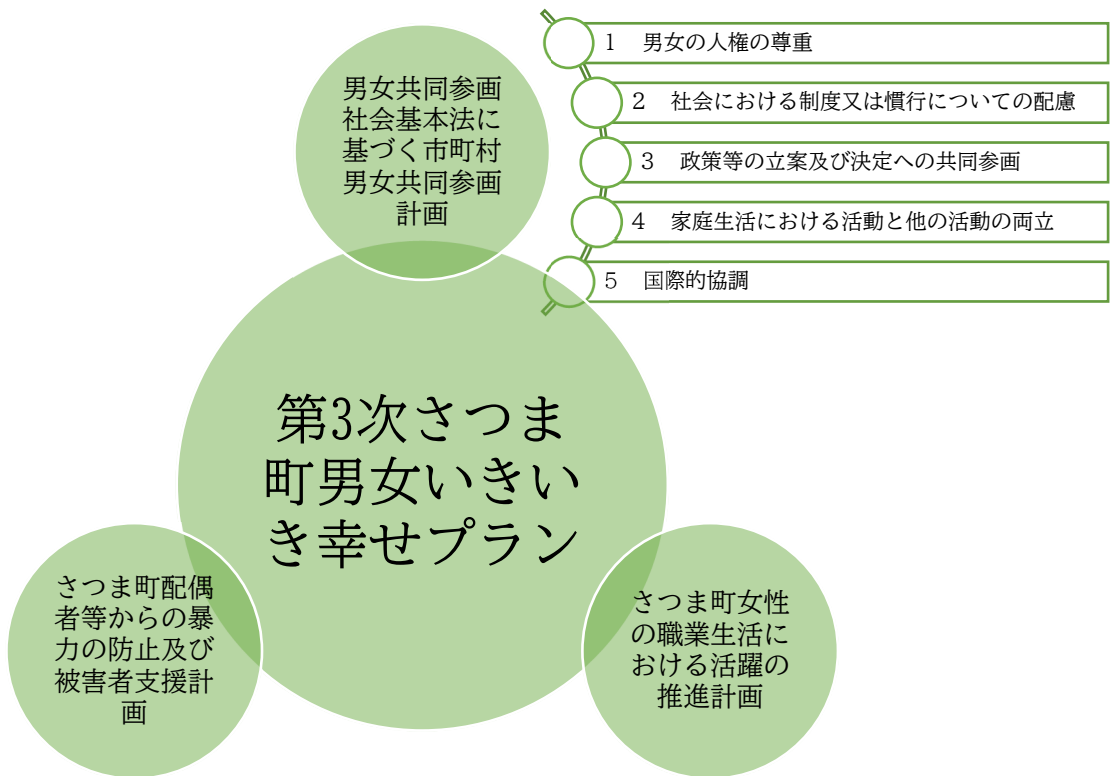
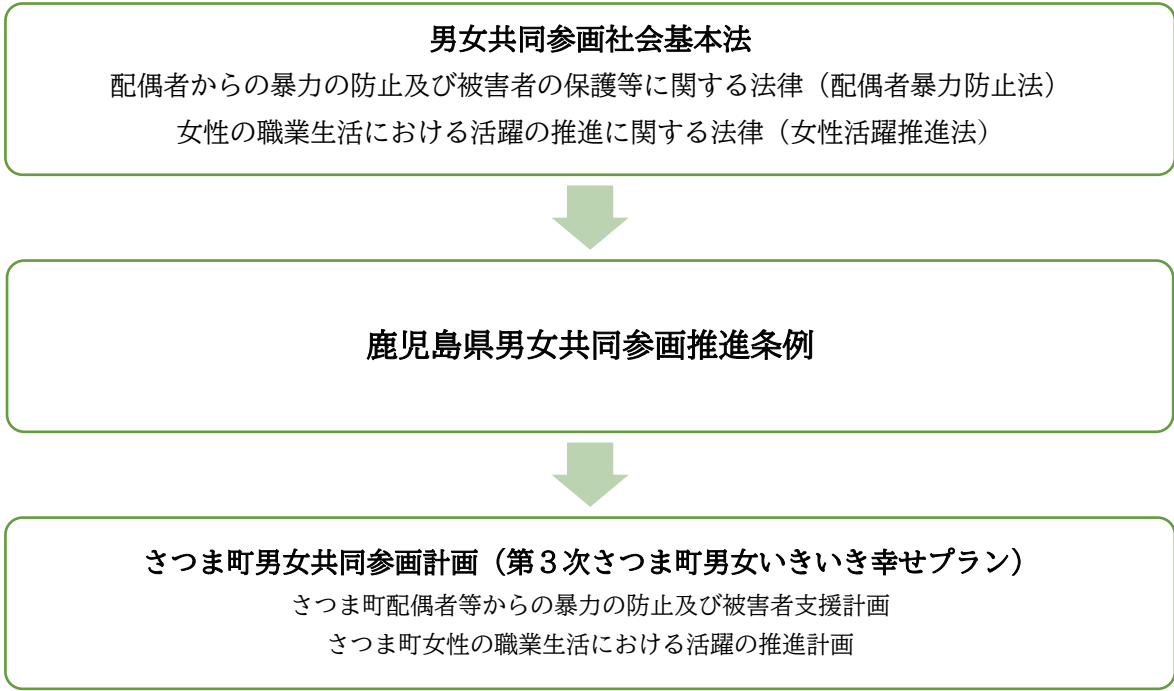
## 5. 男女共同参画とSDGs

SDGsとは、2030年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい世界の実現を目指す国際目標です。この「誰一人取り残さない」という考えは、全ての人がその人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指す本計画に当てはまるものであることから、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、SDGsの達成に向けて本計画を推進します。



ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（※P71）を図る

## 6. 計画の構成



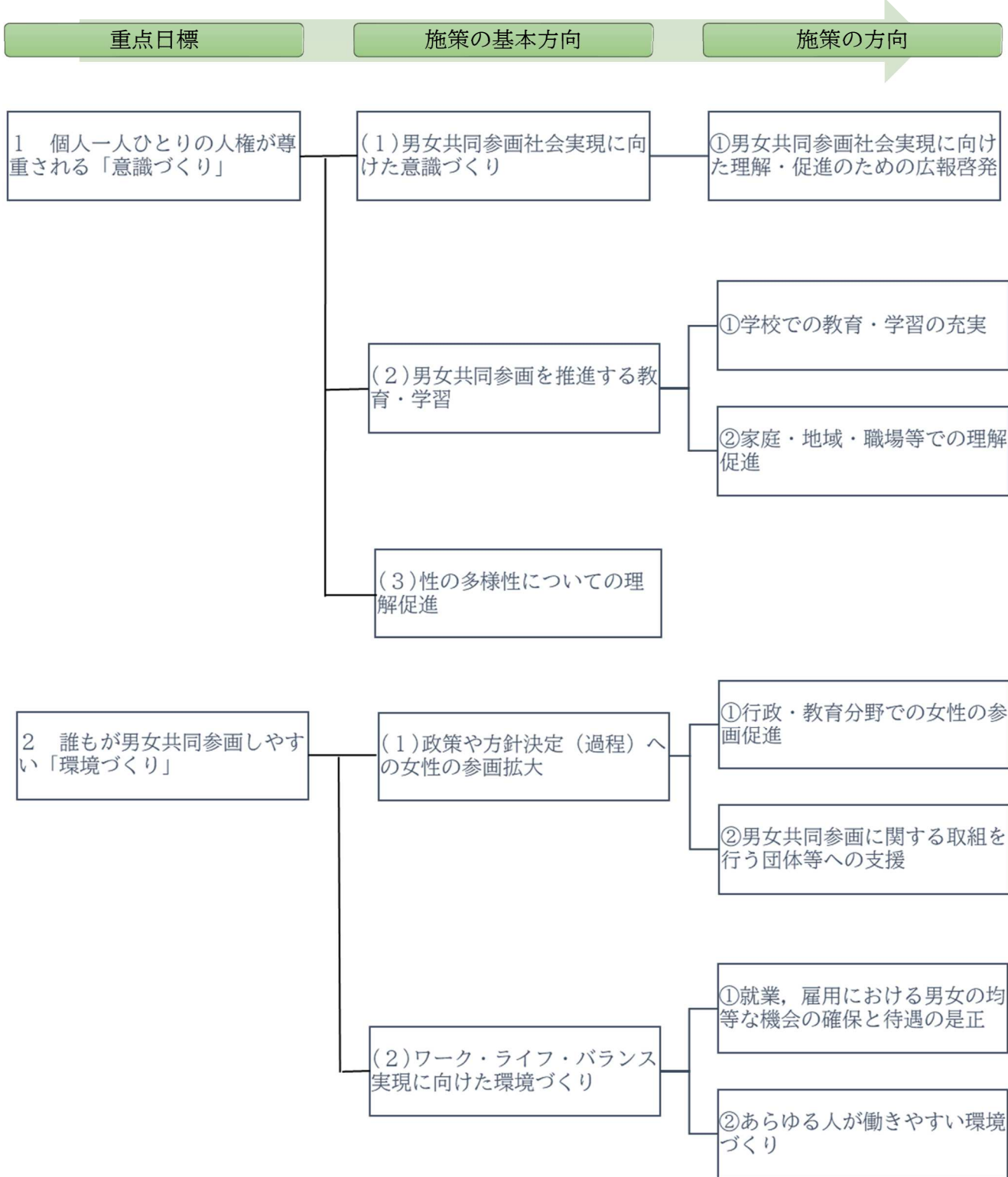
## 7. 計画の体系

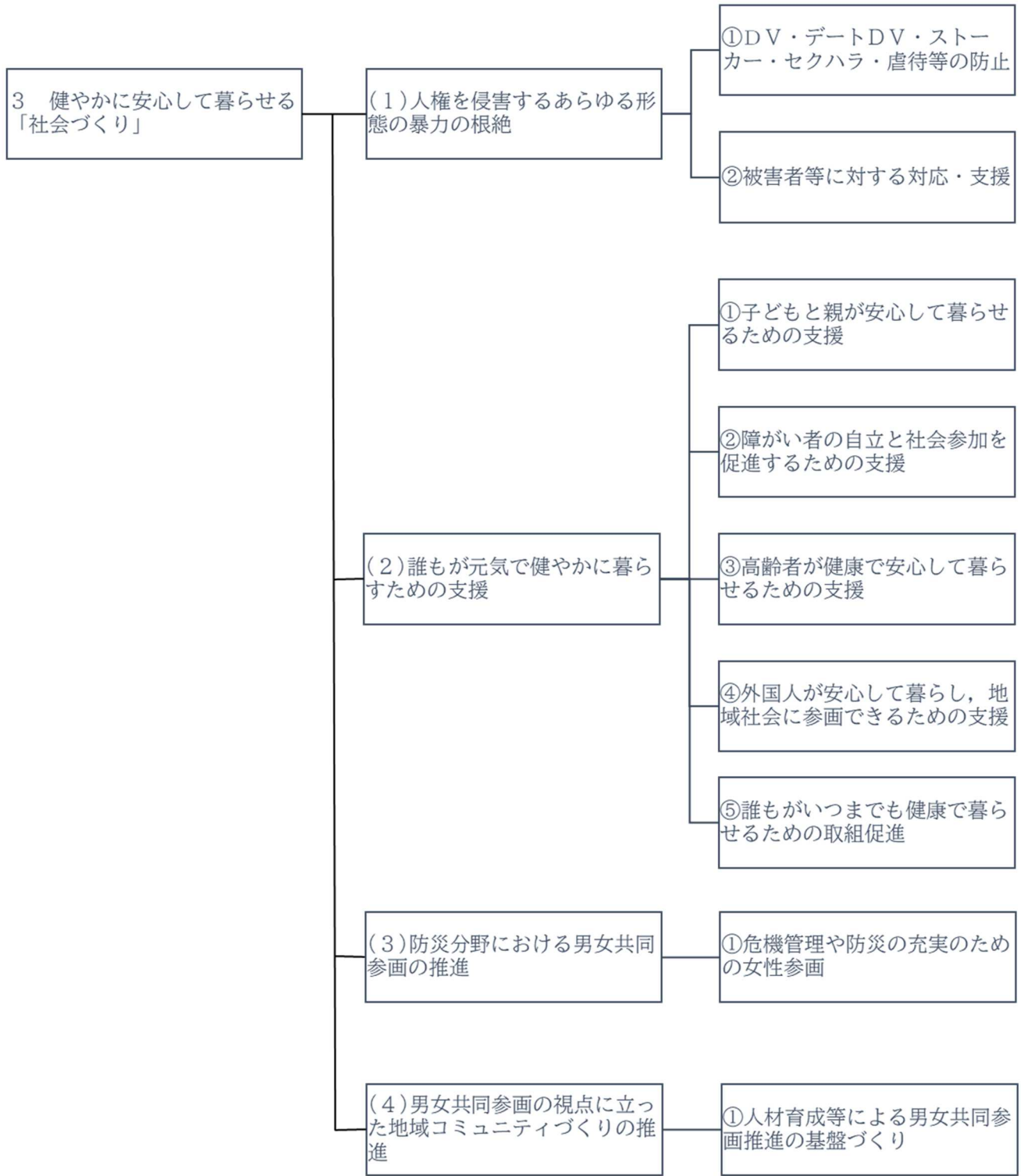
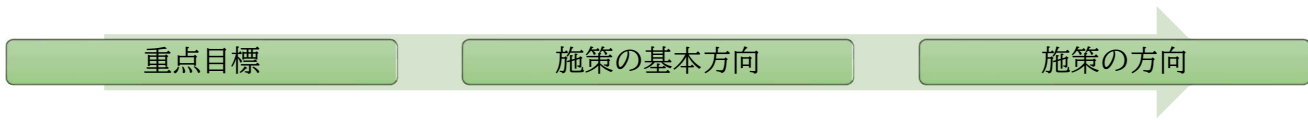
本計画では、計画の基本目標 **町民一人ひとりの人権が尊重され、男女が「いきいき・健やか・笑顔あふれる」まちの実現**に向け、3つの重点目標に基づき、施策の方向性、具体的取組を定めていきます。

# 基本目標

町民一人ひとりの人権が尊重され、

男女が「いきいき・健やか・笑顔あふれる」まちの実現







### ◆第3章 計画の内容◆





## 重点目標1 個人一人ひとりの人権が尊重される「意識づくり」

### 施策の基本方向 (1) 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

#### 【現状と課題】

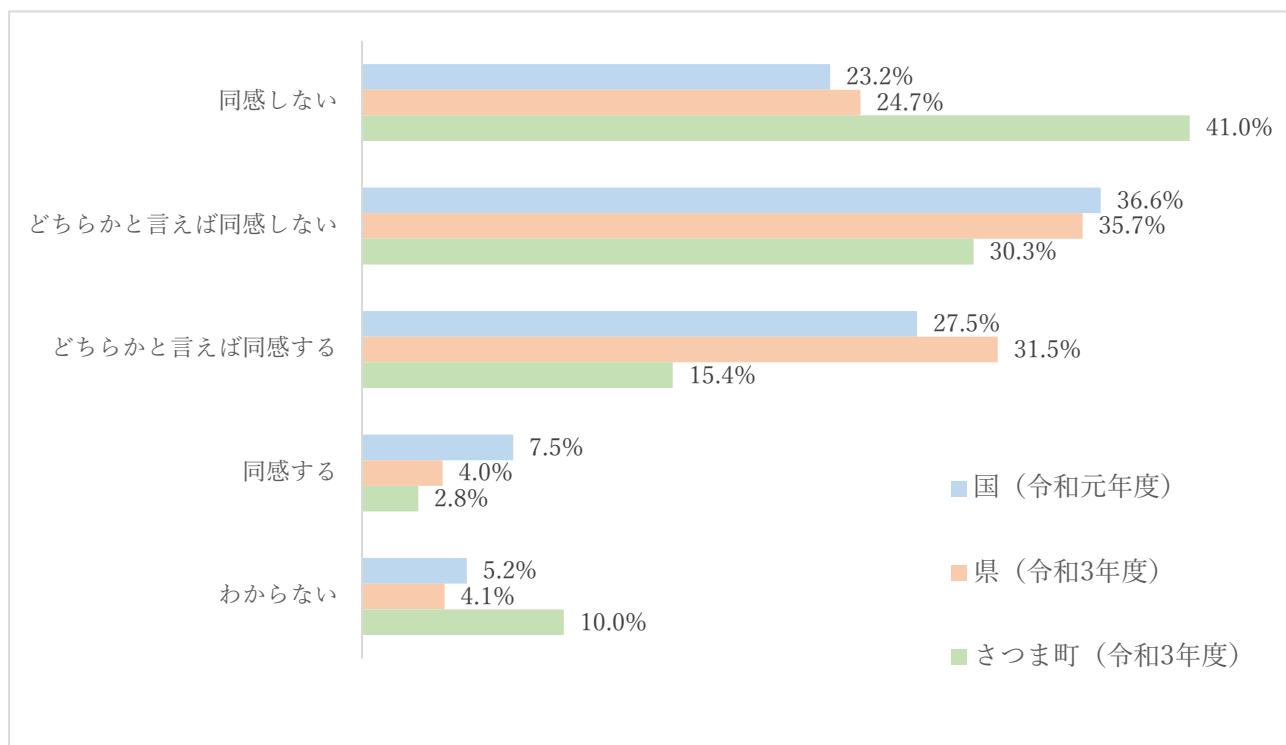
男女共同参画社会の実現を阻む要因の一つには、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識（※P71）があります。

本町で令和3年度に実施した町民アンケートでは、「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方について、「同感しない」または「どちらかと言えば同感しない」と回答された方が71.3%となっています。

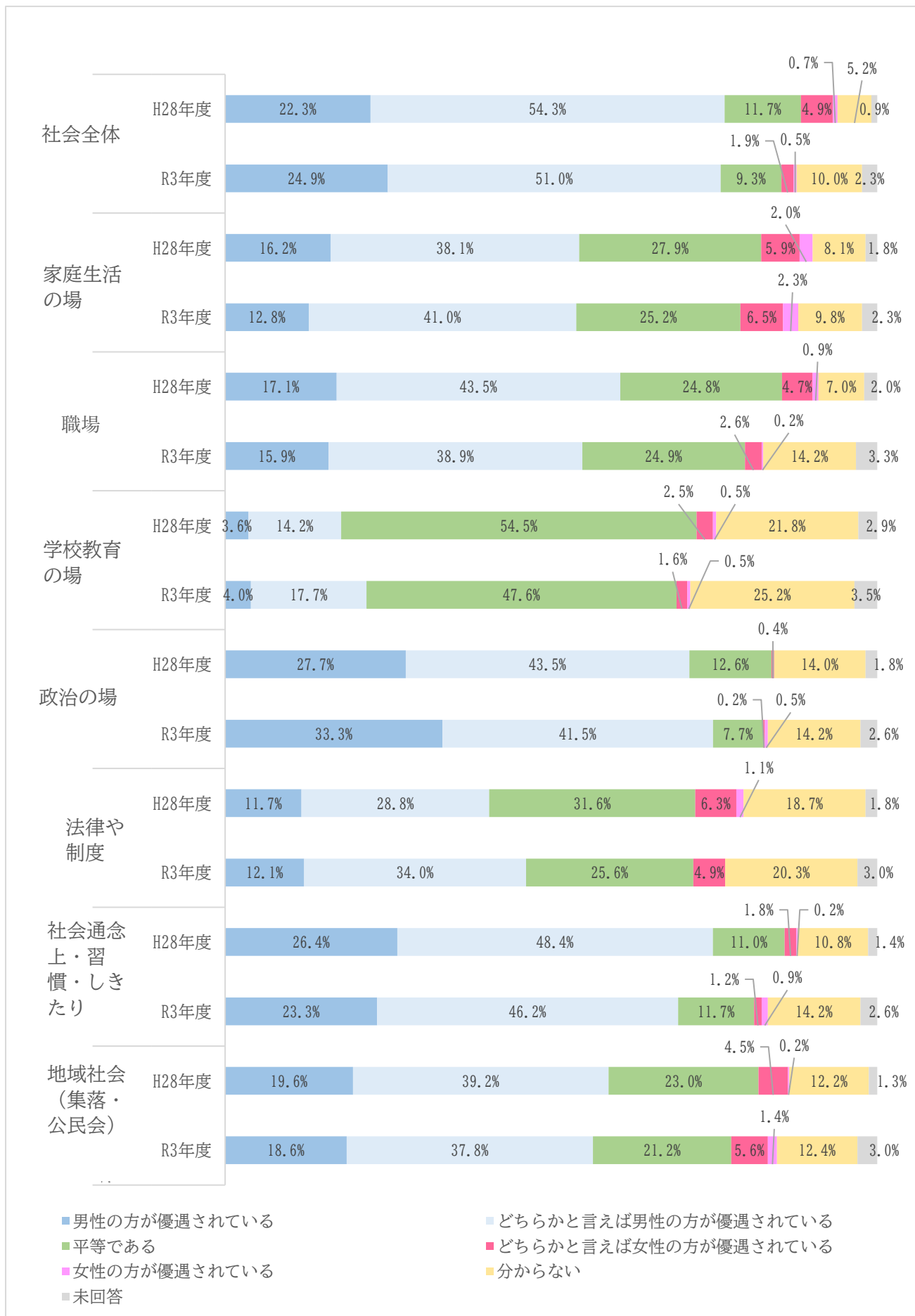
国や鹿児島県と比較すると、本町では固定的性別役割分担の考え方に同感しない割合が高くなっているものの、実際の生活での男女の平等感については、学校教育の場を除くすべての場面で男性の方が優遇されていると感じていることから、性別による不平等感が残存していることが分かりました。これは、社会制度や慣行の多くが固定的な性別役割分担に基づき形成され、暮らしのあらゆる場面で、人々の意識に大きな影響を及ぼしているものと考えられます。

このようなことから、固定的性別役割分担に基づく制度や慣行等の改善を進める必要があります。また、改善が必要な社会制度や慣行を町民自身が気づき行動できるよう、男女共同参画社会の実現に必要な知識の普及や理解促進のために、性別にかかわらずあらゆる年齢層に対して様々な機会を通じて、積極的な広報・啓発活動を推進する必要があります。

○「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方についてどう思いますか。



○次に挙げる項目で、男女は平等になっていると思いますか。



【現状と課題をふまえた対策】

男女共同参画社会に関する理解を深め、性別にかかわらずあらゆる年齢層に対して様々な機会を通じた、広報・啓発活動を行います。また、固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行を改善するため、町の施策や家庭、職場、学校、地域などにおける社会制度や慣行について調査し、見直しを進めます。

①男女共同参画社会実現に向けた理解・促進のための広報啓発

施策の内容	具体的取組	担当課
広報紙やイベント等を通じた周知啓発・理解の促進 ●広報・啓発活動の充実 ●人権学習の推進	◆ホームページや広報紙等による周知啓発, 出前講座の実施 ◆人権啓発フェスティバルにおけるポスター掲示やチラシ・パンフレット配布による啓発活動 (人権フェスタ, 町民大会, 成人式) ◆広報誌「たいよう」の発行(年4回) ◆人権啓発カレンダーの作成	社会教育課 企画政策課 町民環境課
アンケート等による町民意識の把握	◆町民アンケート等による男女共同参画に関する意識調査(総合振興計画, 男女共同参画基本計画等)	企画政策課

施策体系

＜施策の基本方向＞

(1) 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

①男女共同参画社会実現に向けた理解・促進のための意識啓発

広報紙やイベント等を通じた周知啓発・理解の促進

アンケート等による町民意識の把握



## 施策の基本方向 (2) 男女共同参画を推進する教育・学習

### 【現状と課題】

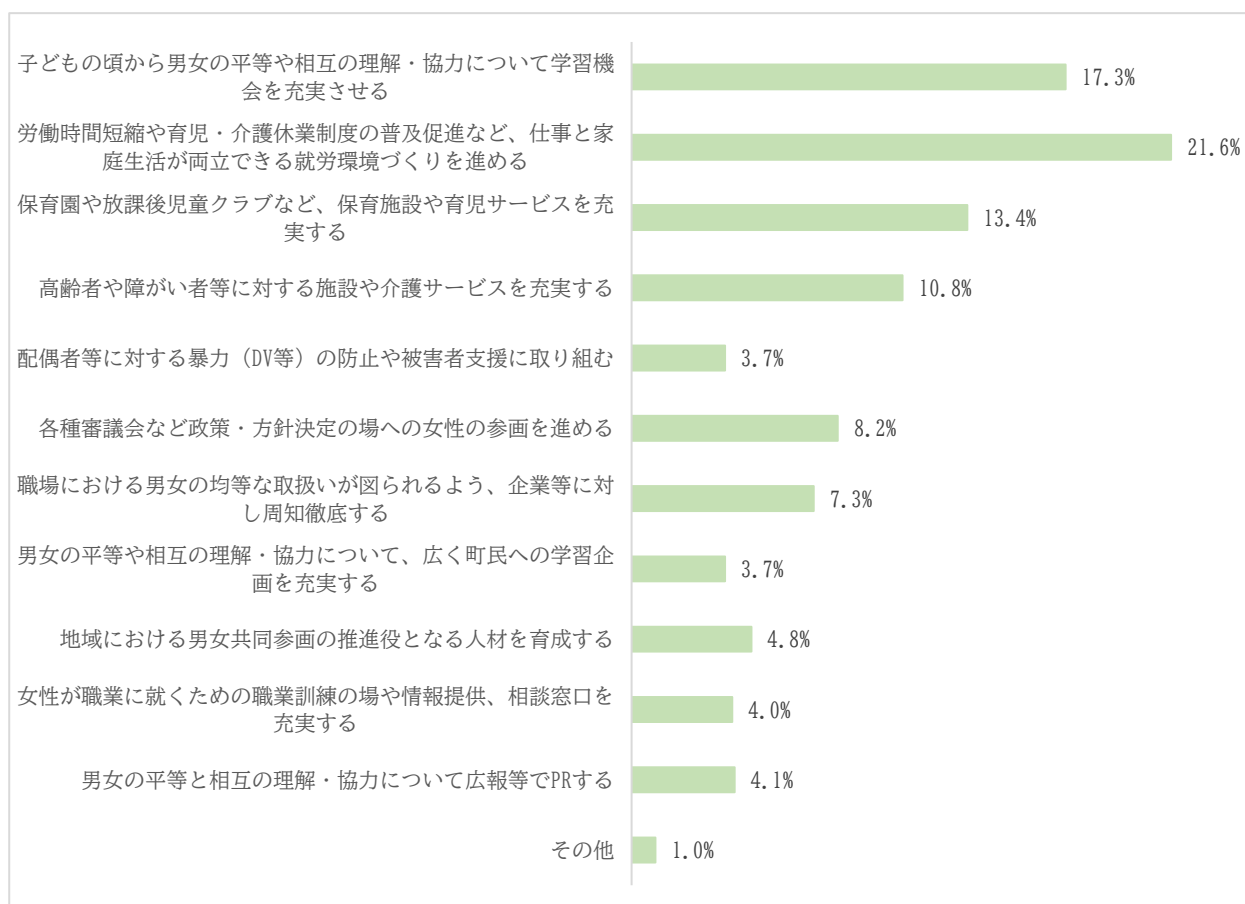
男女共同参画社会を推進するためには意識の醸成が重要であり、そのための教育・学習が基礎となります。

令和3年度の町民アンケートでは、「男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れていくべきことは何だと思いませんか」の問いには、「子どもの頃から男女の平等や相互の理解・協力についての学習機会を充実させる」、「労働時間短縮や育児・介護休業制度の普及促進など、仕事と家庭生活が両立できる就労環境づくりを進める」を挙げた人が多く、「男女平等を推進していくためにどのようなことを学校で行うとよいと思いませんか」の問いには、「学習や生活の場で、男女平等の意識を育てていく」、「生徒指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるように配慮する」、「児童・生徒に向けた男女共同参画についての総合的学習の時間等を活用されるなど授業の1コマを設ける」などを挙げた人が多くなっています。

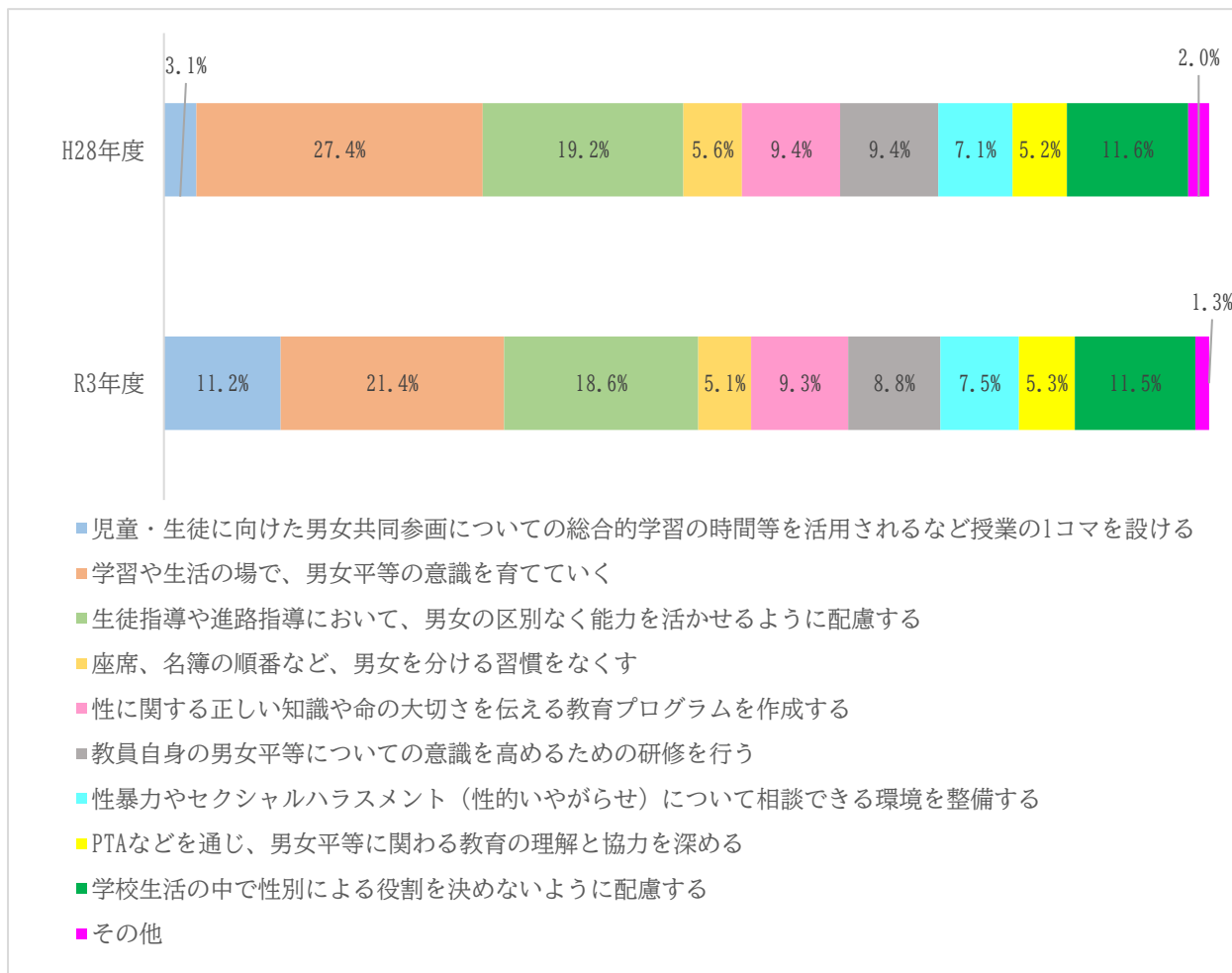
このようなことから、学校・家庭・地域・職場等が相互に連携し、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基本とした男女平等意識の形成と男女共同参画についての理解を深めるための教育・学習に取り組み、その理解を社会全体に広げる必要があります。

また、幼児期・学齢期の教育は、将来を見据えた自己形成に繋がることから、発達段階に応じた男女平等の視点に立った教育・学習を推進することが重要であるため、子どもに対して性別にとらわれない人権尊重に基づく教育を実施するとともに、教育関係者に対する研修の促進を図ることが重要です。

○男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れていくべきことは何だと思いませんか。



○男女平等を推進していくためにどのようなことを学校で行うとよいと思いますか。



【現状と課題を踏まえた対策】

学校での教育は、将来設計を見据えた自己形成に深く関係していることから、子どもたちに対して性別に捉われない男女共同参画社会の視点に基づく教育活動を実施します。

また、家庭や地域、職場等においても個人の人権を尊重し、多様な生き方ができるように様々な学習機会を設け、男女共同参画の意識を高めます。

①学校での教育・学習の充実

施策の内容	具体的取組	担当課
教職員関係者の研修等の機会確保	◆校内研修の実施(年3回) ◆特別支援教育支援員, スクールソーシャルワーカー, 教育相談員, 適応指導教室指導員への研修設定(4月)	学校教育課
児童・生徒の学習機会の充実 ●男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	◆児童・生徒を対象とした男女共同参画教育の実施 ◆小学校5年生から中学校3年生までの継続した性に関する指導の実施	学校教育課
学校図書室における関連図書の充実	◆さつま読書のすすめをとおした読書活動の推進及び指定図書の選定	学校教育課 教育総務課

②家庭・地域・職場等での理解促進

施策の内容	具体的取組	担当課
生涯教育・社会教育, 家庭教育における教育・学習の充実	◆家庭教育学級や高齢者学級での人権学習の開催	社会教育課
町立図書館における関連図書の実践	◆男女共同参画週間での関連図書の利用促進	社会教育課
町職員の研修等の機会確保 ●職員等の意識啓発及び推進体制の強化	◆階層別研修の実施による職員の意識啓発 ◆鹿児島県人権同和問題県民のつどいへ参加	総務課 町民環境課
男女共同参画に関するセミナー等の開催	◆県事業等を活用したセミナーの開催	企画政策課

施策体系

< 施策の基本方向 >

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習



①学校での教育・学習の充実

教職員関係者の研修等の機会確保

児童・生徒の学習機会の充実  
●男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

学校図書室における関連図書の充実

②家庭・地域・職場等での理解促進

生涯教育, 社会教育, 家庭教育における教育・学習の充実

町立図書館における関連図書の充実

町職員の研修等の機会確保  
●職員等の意識啓発及び推進体制の強化

男女共同参画に関するセミナー等の開催



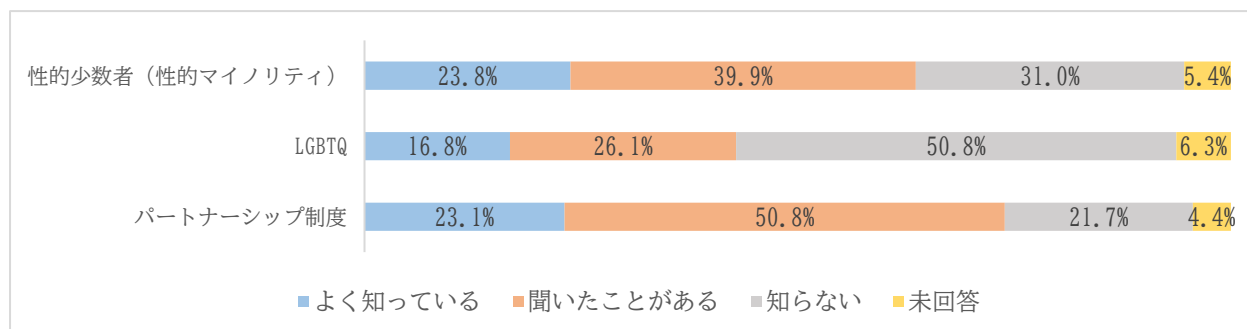
## 施策の基本方向 (3) 性の多様性についての理解促進

### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、多様な生き方が尊重され、誰もがその人らしく生きられることを目指しており、性の多様性（※P72）が尊重されることは「個人の尊厳」に関わる重要な課題です。

しかしながら、性的指向（※P72）や性自認（LGBTQ+等）（※P72）を理由とする偏見や差別的取扱いによる生活上の困難に直面する状況が多く見られます。

○次に挙げる言葉を御存じですか。



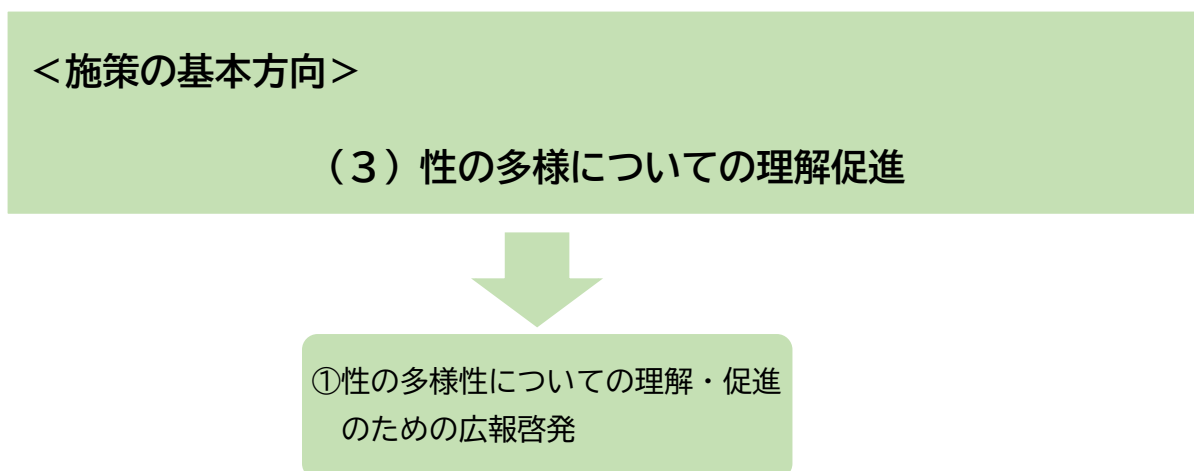
### 【現状と課題をふまえた対策】

人間の性の在り方は非常に複雑かつ多様です。性的指向や性自認は本人の意思や努力によって変えることができないことを理解し、多様な生き方ができる社会を目指し、積極的な周知啓発に努めます。また全国で話題となっているパートナーシップ制度（※P72）についても今後研究を行います。

### ①性の多様性についての理解・促進のための広報啓発

施策の内容	具体的取組	担当課
性の多様性についての理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校・町図書館における関連図書の充実</li> <li>◆職員研修による理解促進</li> <li>◆児童・生徒に対する学習・教育の研究</li> <li>◆小学校5年生から中学校3年生までの継続した性に関する指導の実施</li> </ul>	学校教育課 社会教育課 企画政策課 子ども支援課 総務課

### 施策体系



## 重点目標2 誰もが男女共同参画しやすい「環境づくり」

### 施策の基本方向 (1) 政策や方針決定(過程)への女性の参画拡大

#### 【現状と課題】

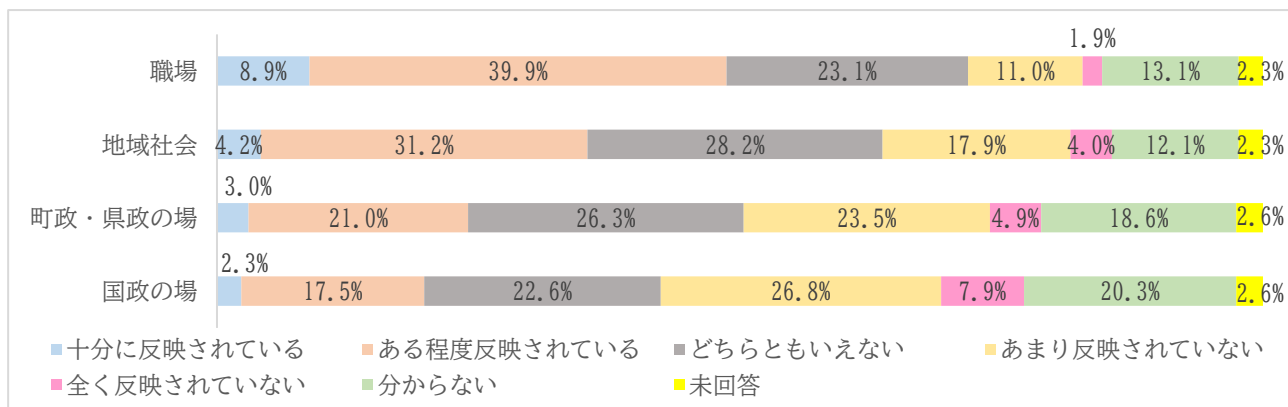
社会の発展のためには、各分野の政策・方針決定(過程)に様々な立場の人が、多様な意見をもって参画し、すべての人の意思が反映されることが重要です。

女性は人口の半分を占め、社会において様々な活動を担っているにもかかわらず、政策・方針決定(過程)への参画は低調です。特に「町政・県政の場」や「国政の場」における方針や施策を決める際の意見反映については、「あまり反映されていない」、「全く反映されていない」と感じている方が多くなっています。

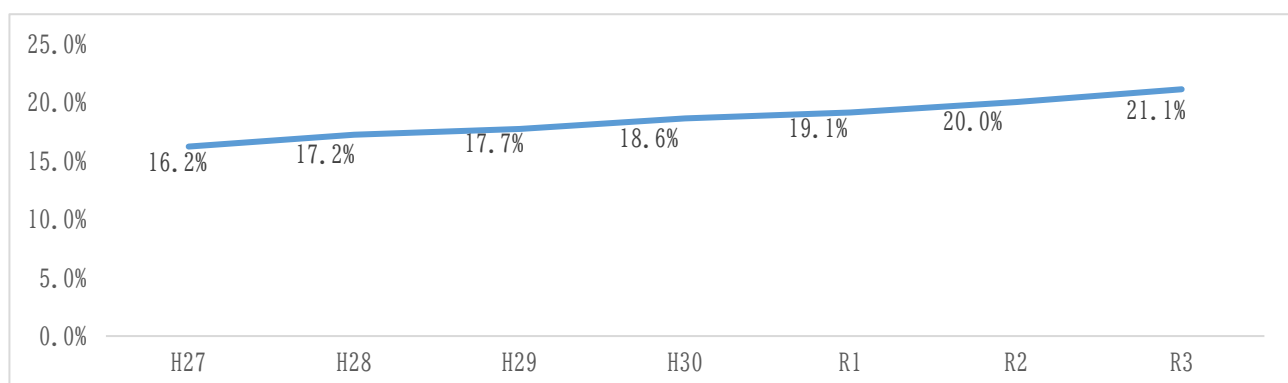
また、本町の審議会等委員に占める割合は令和3年度が21.1%で、町議会議員に占める女性の割合は12.5%、公民会長は1.5%と、町の政策や地域づくりへの女性の参画はなかなか進んでいません。女性が政策や方針決定(過程)の場に少ない背景には、町民アンケートの結果にあるように「男性になるほうがいい(なるものだ)」とと思っている人が多い、「組織運営が男性優位になっているため」、「女性の参画を積極的に進めよう」と意識している人が少ないため」などの意識も原因の一つと考えられます。

このような状況を改善するためには、意識改革とともに、女性が参加しやすく意見交換がしやすい場づくりに努める等の取組を行うほか、町が率先して女性の参画拡大に向けた取組を進めていくとともに、町民・事業者・団体等に対する働きかけや支援を行う必要があります。

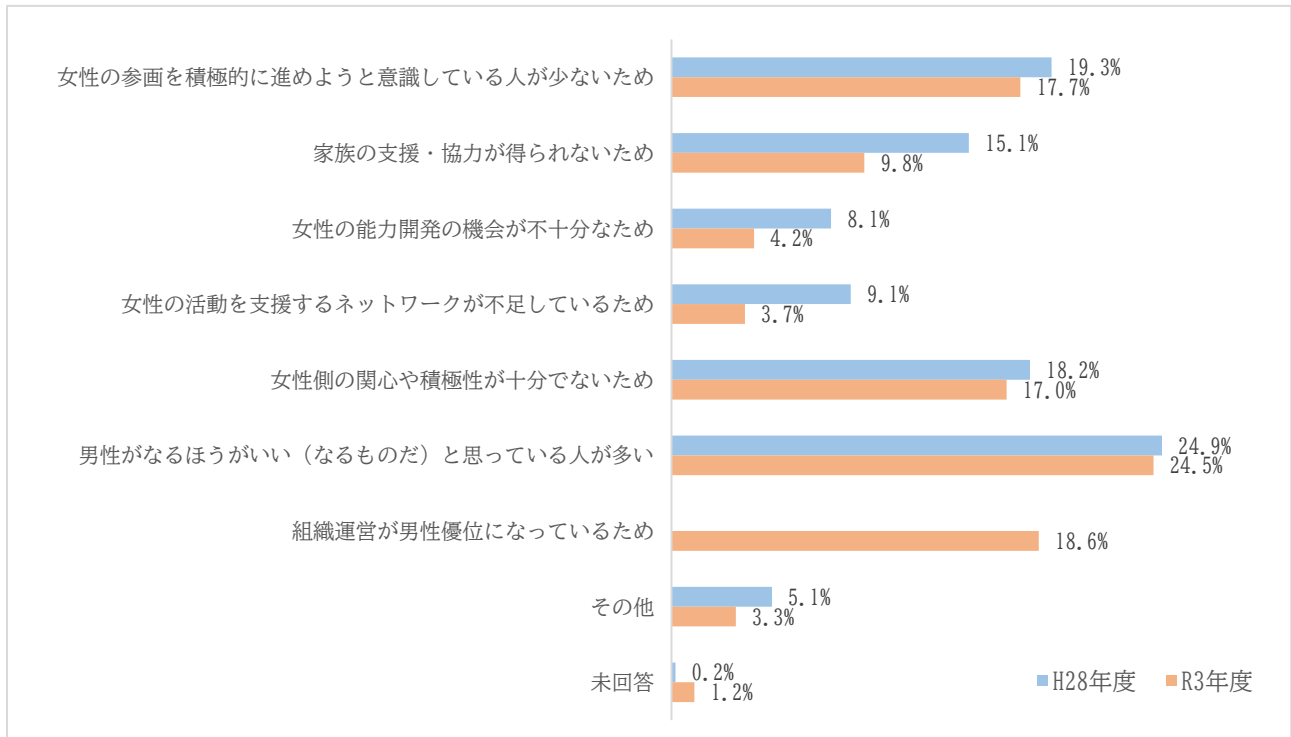
○各分野における方針・施策を決める際の女性の意見反映についてどう思いますか。



○各種審議会等における女性登用率の推移



○一般的に公民会等の役員や議員，行政委員等，政策や方針決定過程の場に女性が少ない理由はなぜだと思いますか。



【現状と課題をふまえた対策】

政策や方針決定（過程）の場で性別に捉われない意見の反映を可能にするため，各審議会や委員会などへの女性の登用促進を積極的に行います。また，女性の参画を促進するために，女性の能力開発・人材育成を行い女性の意識改革に努めるとともに，審議会等の会議についてもオンライン化や会議の開催日時の検討など，女性が参画しやすい環境づくりに努めます。

①行政・教育分野での女性参画の推進

施策の内容	具体的取組	担当課
審議会等委員への女性登用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各審議会等の女性の登用率の年次調査</li> <li>◆審議会毎の登用率の目標設定</li> <li>◆会議等の休日開催・クォータ制度（※P72）導入の検討</li> </ul>	企画政策課 全課
さつま町における女性職員の活動に関する特定事業主行動計画に基づく取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆管理的職位への女性職員登用推進</li> <li>◆キャリアアップのための職務経験を積ませるための人事管理</li> <li>◆男性職員の子育てを目的とした休暇等の取得促進</li> <li>◆男性の育児休暇に対する制度理解講座の開催</li> <li>◆管理職向けの研修会の実施</li> </ul>	総務課

②男女共同参画に関する取組を行う団体等への支援

施策の内容	具体的取組	担当課
関係者及び関係団体の育成・支援	◆女性団体連絡協議会の活動支援	企画政策課

< 施策の基本方向 >

(1) 政策や方針決定（過程）への女性の参画拡大



①行政・教育分野での女性参画の推進

審議会等委員への女性登用促進

さつま町における女性職員の活動に関する特定事業主行動計画に基づく取組の推進

②男女共同参画に関する取組を行う団体等への支援

関係者及び関係団体の育成・支援

## 施策の基本方向 (2) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくり

### 【現状と課題】

私たちの生活は、仕事や家庭、地域における活動の繋がりによって営まれています。

これらの活動の主体として、男女が共にやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備に向けた重要な課題です。

しかし、共働きが増加し、働き方に関する価値観が多様化している中でも、男性片働き世代が多い時代に形成された「男性中心型労働慣行」が依然として残っている現状があります。この「男性中心型労働慣行」は「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」といった固定的性別役割分担を前提としており、募集、採用、配置、昇進等の雇用管理において、無意識のうちに性別による差別・区別を生じさせることがあります。また、「働き手」の中心とされる男性に、過度な期待や長時間労働の常態化による過重な負担がかかり、男性のワーク・ライフ・バランスを悪化させる一方で、女性の家事・育児・介護等の負担を増大させています。

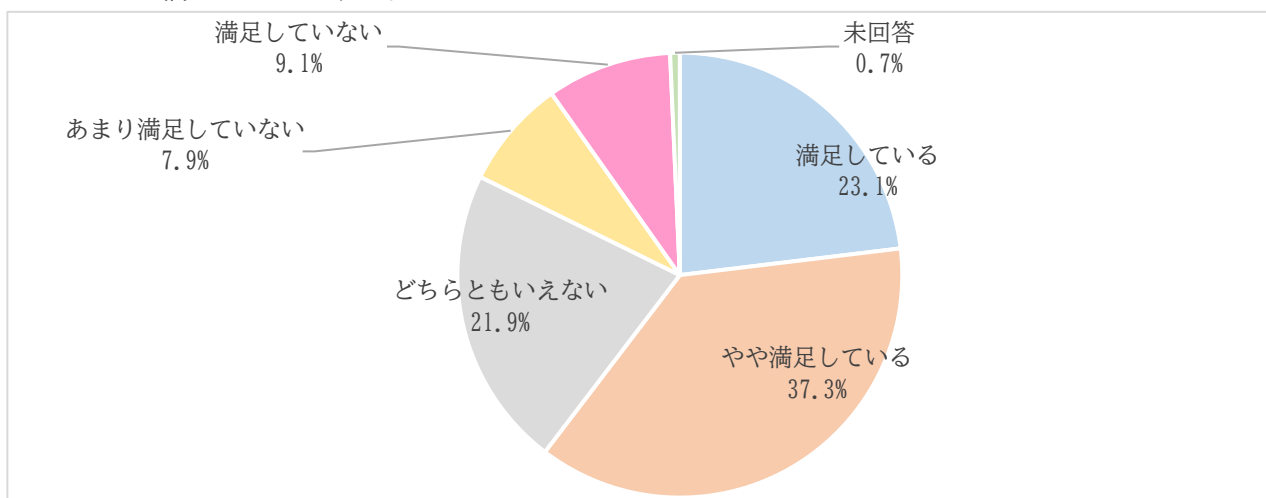
ワーク・ライフ・バランスの実現を図ることは、女性の「M字カーブ問題（※P71）」の解消や政策・方針決定過程への参画の拡大を進める上で不可欠であり、社会経済の持続可能な発展や経済活動の活性化につながるものです。

しかし、町民アンケートの結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、否定派が70%を超える中で、「家事」を主に行なっているのは女性であると回答した割合が5割を超えて、家庭における家事のほとんどは女性が担っているという現状にあります。

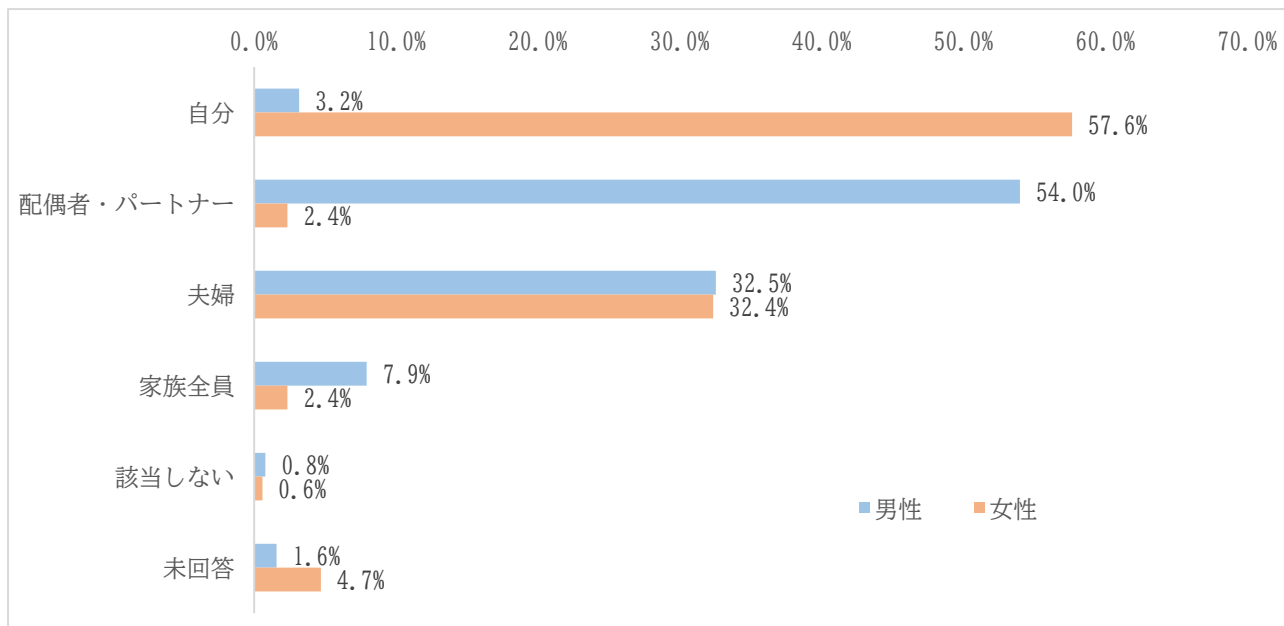
これらの状況を改善していくために、職場における長時間労働の是正や女性の処遇改善、働き方改革の推進、多様なニーズに対応した保育・介護サービスの提供等の充実を図り、職場や地域、町民に対して、ワーク・ライフ・バランスに関する理解の浸透を図るとともに啓発に取り組むことが重要です。

また、家事や育児、介護、地域活動等についても、男女が共に、主体として積極的に参画できるよう男性の子育てへの参画及び育児休業取得、介護休業、休暇の取得促進に向けた啓発に取り組む必要があります。

○自分の生活を振り返った時に、仕事（家事等の家庭内労働を含む）と自身の趣味等の個人生活のバランスについて満足していますか。



○あなたの家庭では、家事（掃除・洗濯・炊事）を主にどなたが行っていますか。（R3年度）



【現状と課題をふまえた対策】

男女が共に仕事や家庭、地域で多様な生き方が選択できるよう働き方改革を推進し、仕事と家庭が両立できるサービスの充実を図ります。また、町内でワーク・ライフ・バランスの改善等に積極的に取り組んでいる事業所等を紹介するなどワーク・ライフ・バランス実現の気運の醸成を図ります。加えて、すべての人が働きやすい環境の整備に努めます。

①就業、雇用における男女の均等な機会の確保と待遇の是正

施策の内容	具体的取組	担当課
女性の就労問題の把握と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職員研修の実施</li> <li>◆事業所等におけるメンタルヘルスやハラスメント等の実態把握</li> <li>◆マザーズコーナー(再就職支援窓口)との連携による情報把握</li> </ul>	総務課 学校教育課 企画政策課 商工観光PR課 ふるさと振興課
雇用など男女の能力開発のための支援 ●再就職への支援 ●職業能力開発等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ハローワークと連携した再就職支援</li> </ul>	商工観光PR課
農林産業における人材育成と就業機会の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新規就農者等の確保と経営支援</li> <li>◆女性の認定農業者の育成と支援</li> <li>◆家族経営協定(※P71)の普及促進</li> <li>◆6次産業化を目指すグループの育成</li> </ul>	担い手育成支援室 農政課
商工業分野における起業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆商工業新規参入者支援, 創業支援</li> <li>◆チャレンジショップ開設支援</li> </ul>	商工観光PR課

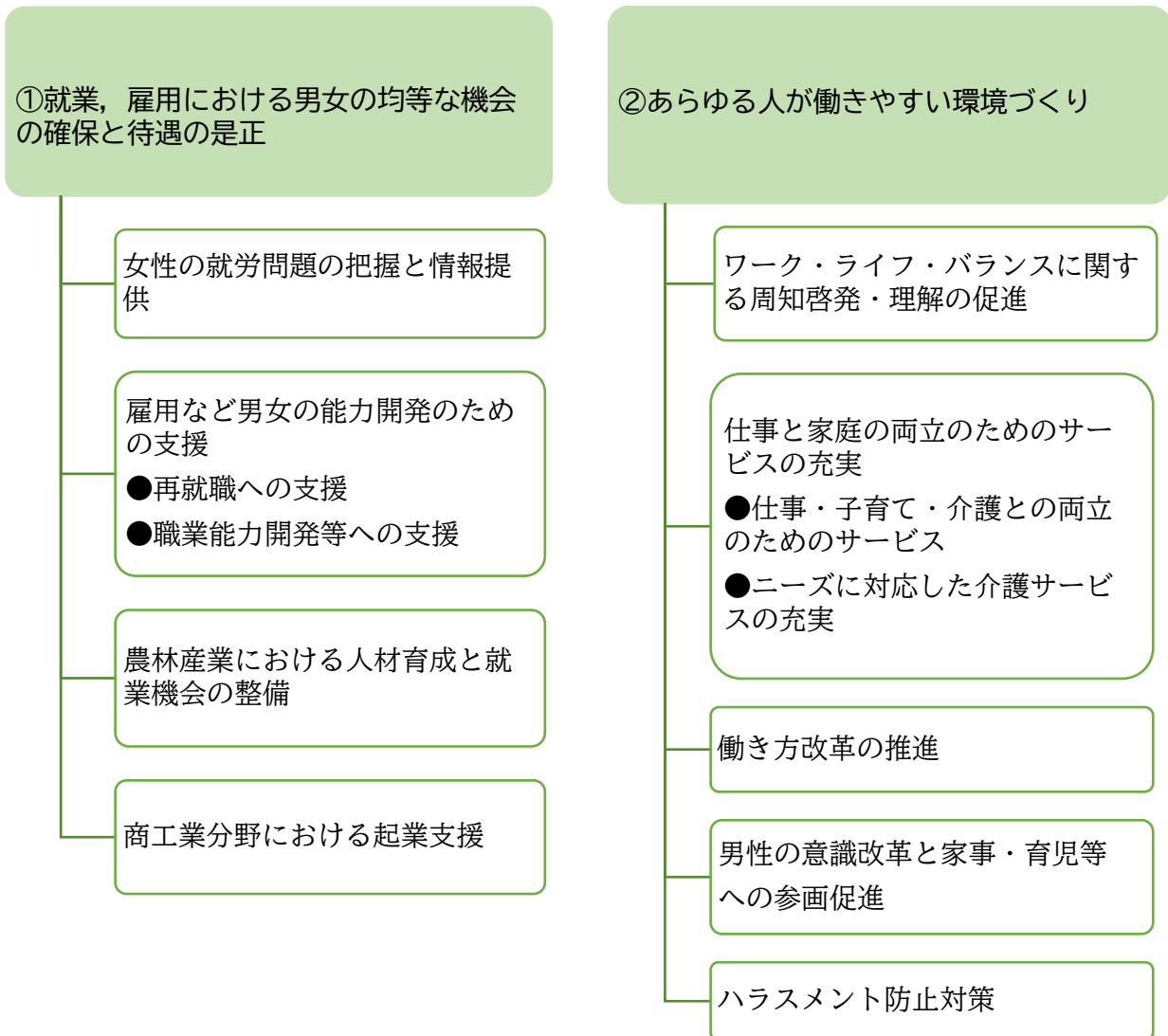
②あらゆる人が働きやすい環境づくり

施策の内容	具体的取組	担当課
ワーク・ライフ・バランスに関する周知啓発・理解の促進	◆ホームページや広報紙等による周知啓発	総務課 企画政策課
仕事と家庭の両立のためのサービスの充実 ●仕事・子育て・介護との両立のためのサービス ●ニーズに対応した介護サービスの充実	◆多様な保育サービスの拡大 (延長保育, 休日保育, 病児保育) ◆高齢者や要介護者に対する包括的・継続的な在宅療養の支援 ◆認知症高齢者家族の支援体制の充実 (相談対応, 認知症に対しての正しい知識と対応方法の普及啓発, 介護者の負担減) ◆医療的ケア児等の家族の支援体制の充実 (レスパイト事業(※P73)の実施による家族への支援)	子ども支援課 高齢者支援課 保健福祉課
働き方改革の推進	◆テレワークの推進 ◆サテライトオフィスの整備	企画政策課 総務課 ふるさと振興課
男性の意識改革と家事・育児等への参画促進	◆男性向けセミナー・男性向けの料理教室等の開催 ◆父親産前教室(プレパパセミナー)の開催 ◆両親学級(プレパパ・ママセミナー)の開催	企画政策課 子ども支援課
ハラスメント防止対策	◆セクシャルハラスメント・パワーハラスメント(※P72)防止のための研修実施 ◆ホームページや広報紙等による啓発推進・ハラスメント防止月間での周知啓発の推進	企画政策課 総務課



< 施策の基本方向 >

(2) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくり





## 重点目標3 健やかに安心して暮らせる「社会づくり」

### ○施策の基本方向 (1) 人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶

#### 【現状と課題とその対策】

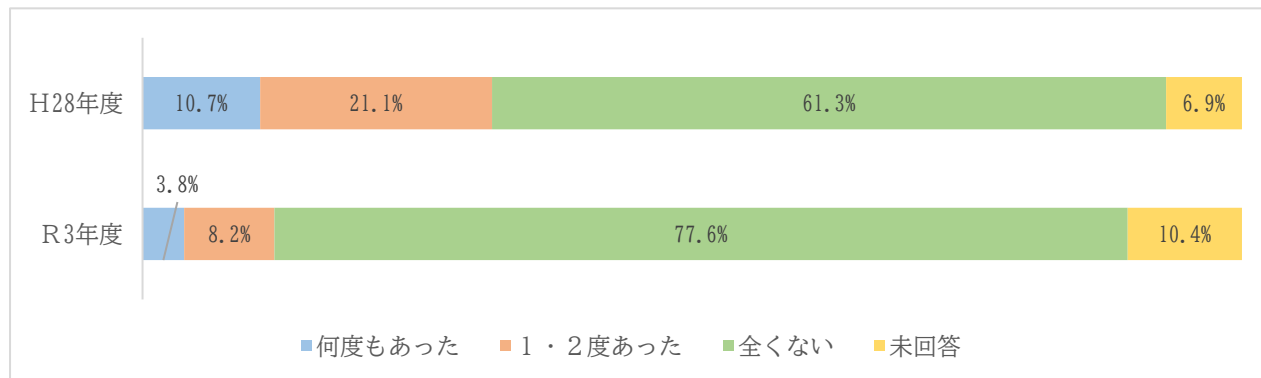
すべての人に、安心・安全に暮らし、自分の生き方を自分で選択でき、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものに様々な暴力があります。町民アンケートによると配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシャルハラスメント（※P72）、性犯罪等、性別に起因する暴力は平成28年度と比較すると減少しているものの少なからず発生しており、被害者は女性の割合が多い傾向です。

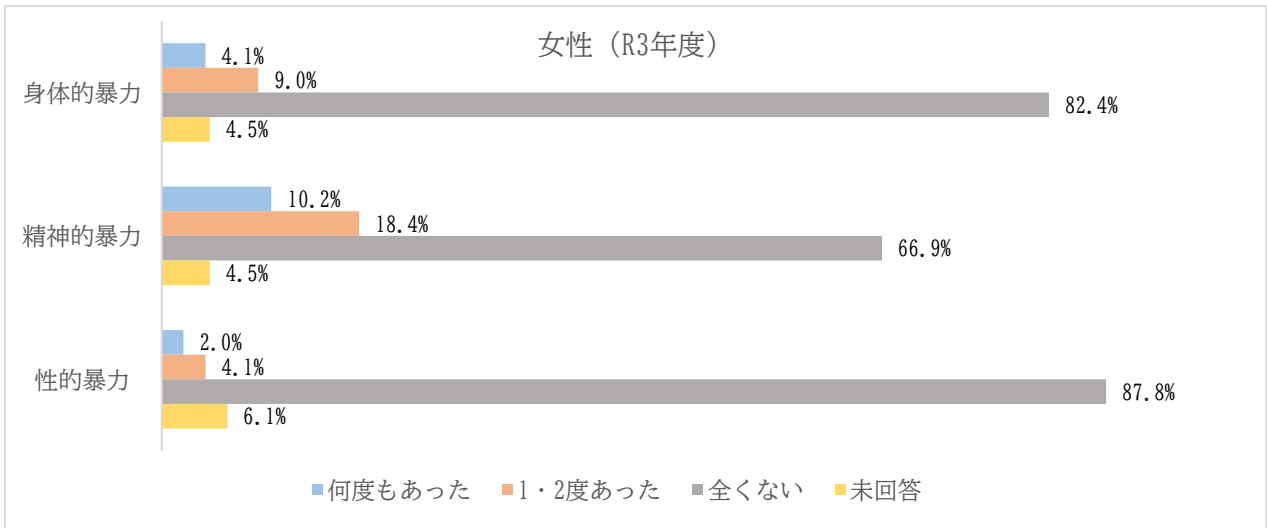
また、暴力を受けたことがある方の中で、どこにも誰にも相談しなかった人の割合が45%を占め、相談しなかった理由が、「相談するほどのことではないと思ったから」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっているとと思ったから」となっており、多くの人がDV等を正しく理解や認識をしていないことがうかがえます。

このような暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別に起因する偏見・差別の意識等、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題や男女間における固定的性別役割分担意識が挙げられます。

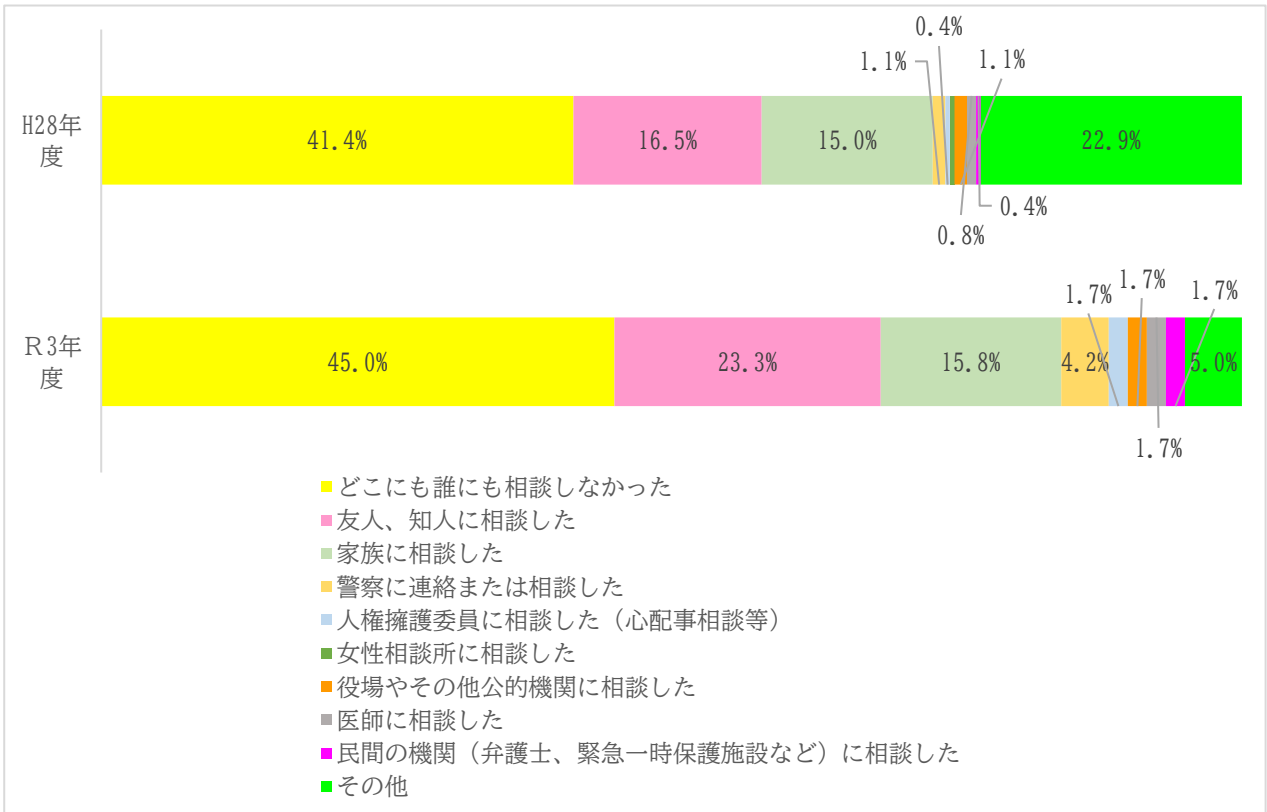
あらゆる暴力を根絶するためには、暴力の背景や構造について正しい理解を広めるための啓発活動を実施し、暴力を許さない社会環境づくりに向けた取組と、関係機関とともに連携し、被害者が相談しやすい体制を整えることが重要です。

○これまでに、ドメスティックバイオレンス（配偶者等からの暴力）を受けたことがありますか。

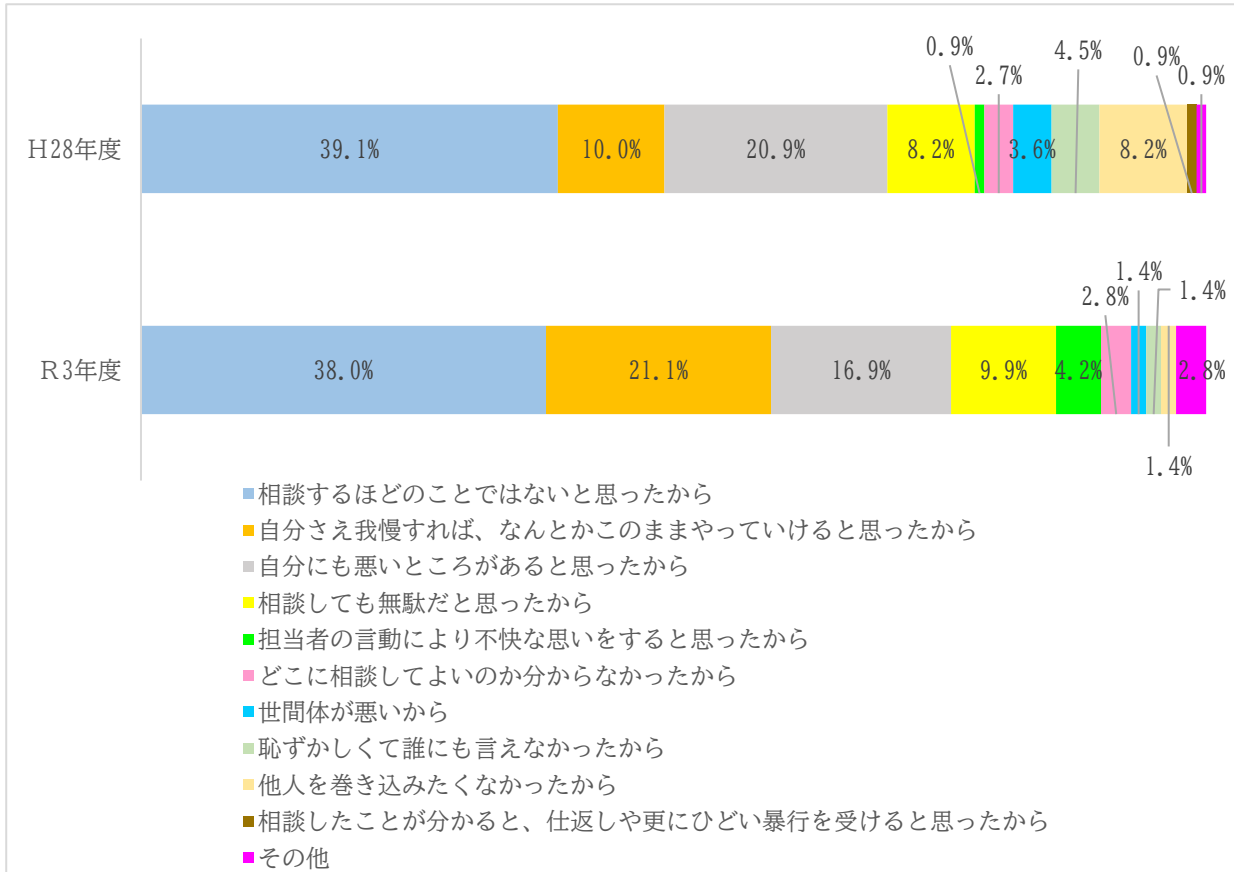




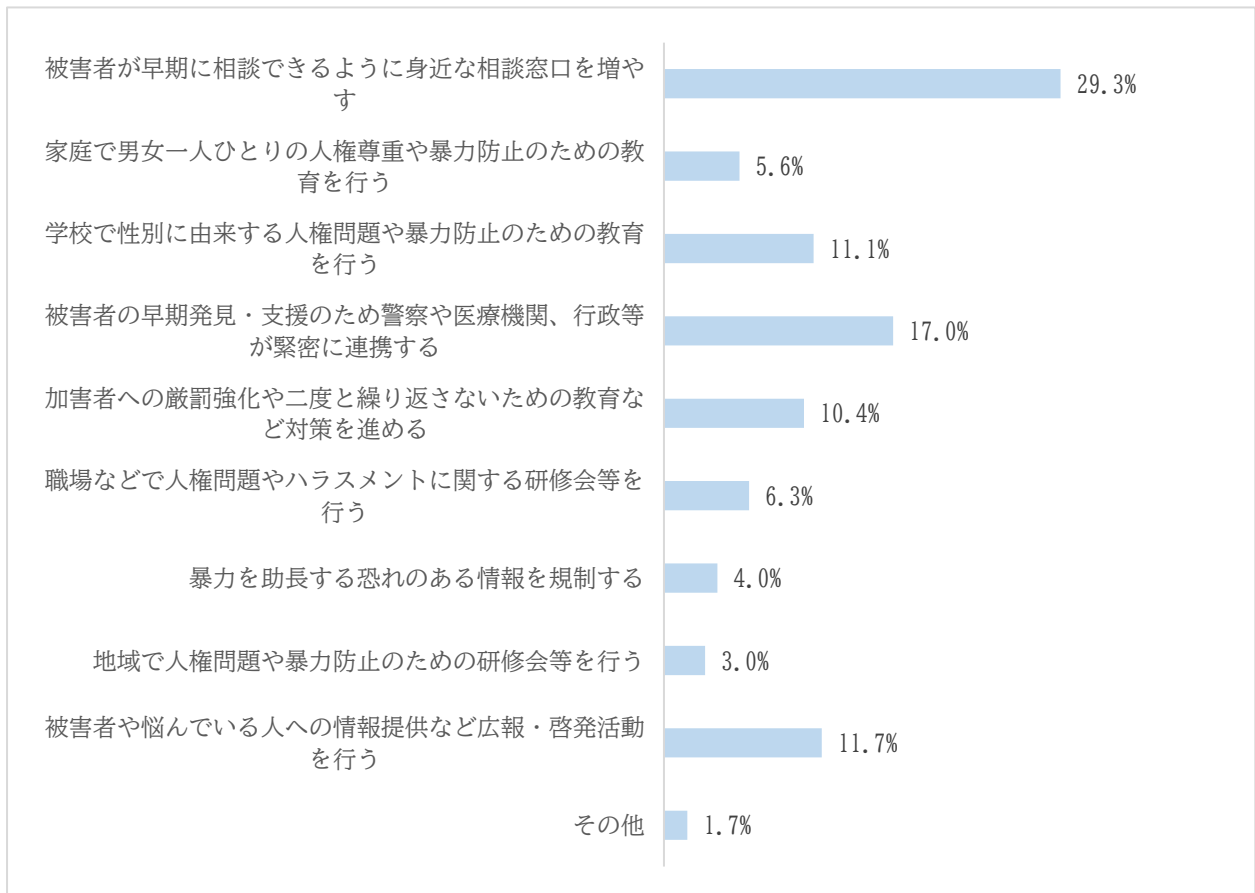
○暴力を受けた時、あなたはどうしましたか。（1度でも暴力を受けたことがある方のみ回答）



○どこにも相談しなかったのはなぜですか。



○男女間における暴力をなくすために必要なことは何だと思えますか。



【現状と課題をふまえた対策】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「さつま町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に位置づけます。

人権を侵害するあらゆる形態の暴力を根絶するための意識啓発に努め、被害にあった場合でも安心して相談できる体制を構築し、安心して暮らせる社会づくりに努めます。また、配偶者等からの暴力の一因は、男女間の格差や固定的性別役割分担意識などを背景とした社会の構造的問題が理由であることを理解し、その防止対策を強化します。

加えて、配偶者等からの暴力について正しい理解を社会に浸透させるために「女性に対する暴力をなくす運動」期間などに集中的に広報紙やホームページ等で啓発活動を行い、関係機関（警察・学校・民生委員・保育園・介護施設・医療機関・地域など）と連携し、被害者の状況に応じた対応ができるよう努めます。

①DV・デートDV（※P72）・ストーカー・セクハラ・虐待等の防止

施策の内容	具体的取組	担当課
DV等の予防や根絶のための意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ホームページや広報紙での周知啓発</li> <li>◆DV等に関する出前講座の実施</li> </ul>	企画政策課 保健福祉課 子ども支援課 高齢者支援課 総務課
社会における防止対策(防犯対策等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆防犯灯・防犯カメラ設置箇所の拡大</li> </ul>	総務課

②被害者等に対する対応・支援

施策の内容	具体的取組	担当課
関係機関との連携・協力体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆関係機関等との連携・協力体制の強化</li> <li>◆関係機関等との被害者情報等の共有</li> <li>◆児童生徒に関するケース会等での関係機関との連携・協力体制の整備</li> </ul>	企画政策課 保健福祉課 子ども支援課 高齢者支援課 総務課 町民環境課 学校教育課 教育総務課 建設課
安心して相談できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆関係機関との連携強化</li> <li>◆児童生徒も関わるケース会等での関係機関との連携</li> <li>◆専門相談窓口の設置</li> <li>◆相談窓口の周知・相談体制の充実</li> <li>◆暴力相談全国共通ダイヤルの周知と利活用</li> </ul>	
被害者の保護と自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆警察等と連携した迅速な保護</li> <li>◆安心して生活できる避難場所の確保</li> <li>◆就業の促進</li> <li>◆住宅の確保・公営住宅の優先的入居や減免などの措置</li> <li>◆助成制度の情報提供及び助言</li> </ul>	

<施策の基本方向>

(1) 人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶



①DV・デートDV・ストーカー・セクハラ・虐待等の防止

DV等の予防や根絶のための意識啓発

社会における防止対策  
(防犯対策等)

②被害者等に対する対応・支援

関係機関との連携・協力体制の充実

安心して相談できる環境の整備

被害者の保護と自立支援



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

<内閣府男女共同参画局>

## 施策の基本方向 (2) 誰もが元気で健やかに暮らすための支援

### 【現状と課題】

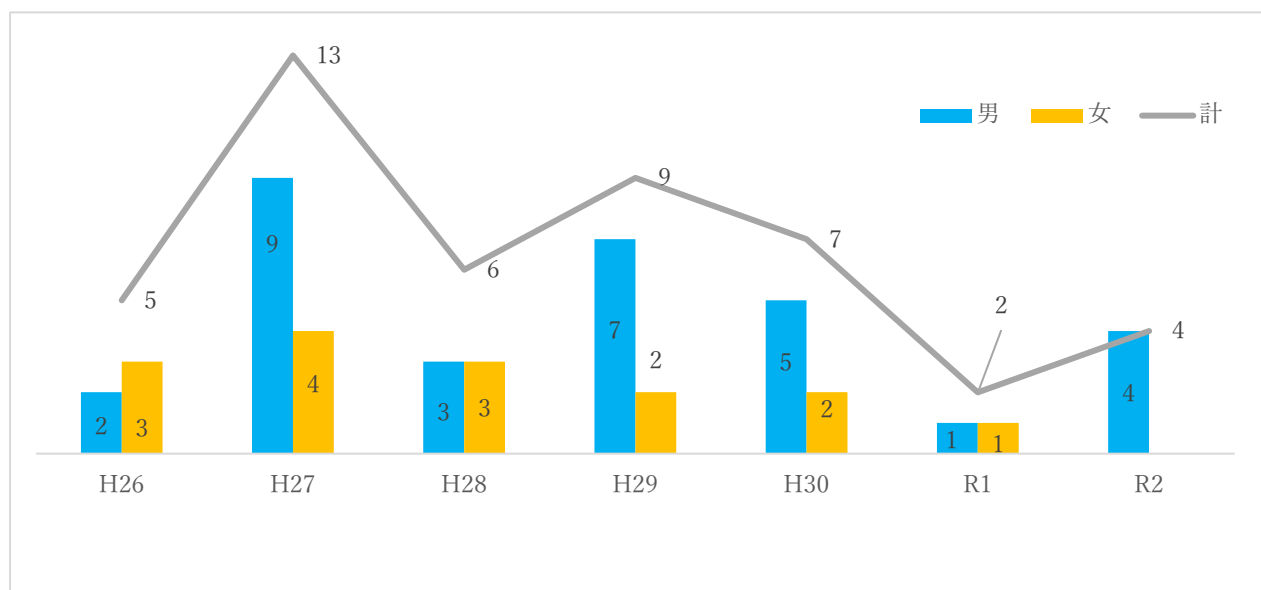
町民一人ひとりが仕事や家庭、地域活動などの様々な場において、それぞれの個性や能力を発揮しながら、快適で自立した生活を送るためには、自分自身の心身の健康について適切な知識を持ち、健康を維持することが重要です。そのためには、男女がそれぞれの性に関わる身体的特徴の理解を深め、心身の健康についての正しい知識と情報を入手することによって、健康を享受できるように支援することが必要です。

特に女性は妊娠や出産、女性特有の疾患等の発症など、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することについても配慮が必要です。

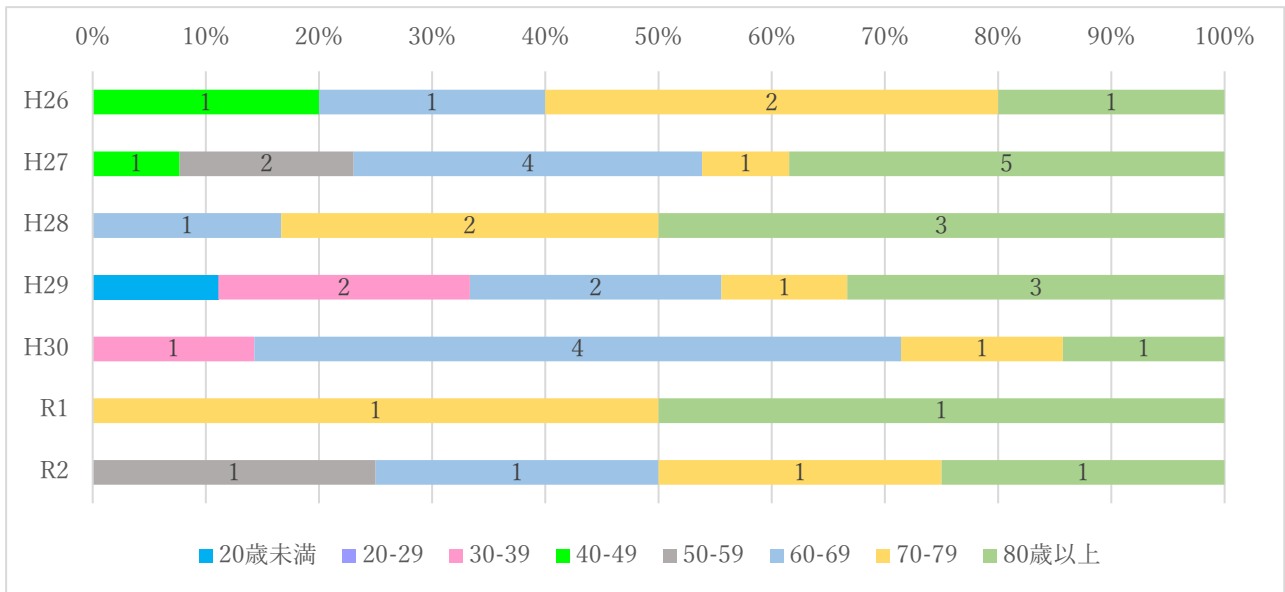
一方、本町では自殺者の約65%が男性であり、その多くが60歳以上の方々です。この背景には、「男性が強くあるべき、弱音は吐くべきではない。」というアンコンシャスバイアス（無意識の偏見）(※P72)に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み、精神的に孤立しているなど、生きづらさを抱えていることが考えられます。そのため、自殺予防も視野に入れた心身の健康支援や意識啓発活動を進める必要があります。

また、高齢化が進み、高齢者の介護問題は家庭だけでなく地域でも深刻な問題となっています。本町においても、要介護者の数は増加しており、今後も介護負担は極めて大きなものとなることが予測されます。また、一人暮らしの高齢者が増加する中、これまでの固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響により、女性の場合、相対的に貧困の状況に置かれやすく、男性の場合、地域から孤立する状態に陥りやすい傾向が見られます。これらを踏まえ、高齢者や障がいのある人の地域での生活支援や家族介護者の負担を軽減するためのサービスの充実に向けて、関係機関と連携した支援を充実させる必要があります。

### ○さつま町年別自殺者数の推移



○年代別自殺者比率



【現状と課題をふまえた対策】

男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる社会の実現のために環境の整備やサービスの充実に努めます。

①子どもと親が安心して暮らせるための支援

施策の内容	具体的取組	担当課
出産・子育て環境の充実 ●安心して妊娠出産・子育てできるサポート体制の充実 ●不妊治療に関する支援	◆妊婦に対する早期の妊娠届出の勧奨 ◆こうのとり支援事業の充実 ◆産前産後ケアの充実 ◆すくすく乳幼児健診の充実	子ども支援課
きめ細かな子育て支援 ●経済的支援 ●仕事と子育てが両立できるための支援	◆経済的支援の充実 (ひとり親家庭等医療費助成・保育料軽減・副食費の助成・予防接種費用助成・子ども医療費助成) ◆多様な保育サービスの充実 (延長保育・休日保育・病児保育) ◆放課後児童クラブの拡大・利用促進 ◆児童療育支援助成の充実(放課後等デイサービス) ◆相談窓口(地域子育て支援センター)の周知啓発 ◆巡回相談や就学教育相談等の利用促進 ◆スクールカウンセラー(※P73)やスクールソーシャルワーカー(※P73)、教育相談員の活用促進	子ども支援課 学校教育課

## ②障がい者の自立と社会参加を促進するための支援

施策の内容	具体的取組	担当課
差別解消に向けた啓発・広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ホームページや広報紙・出前講座での理解啓発の推進</li> <li>◆ホームページや広報紙等での制度・サービスの周知</li> <li>◆幅広い住民参加による交流活動の推進</li> <li>◆さつまふるくしまるシェの定期開催(毎月24日)</li> </ul>	保健福祉課
雇用・就業機会の確保と経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆行政における障がい者雇用の促進</li> <li>◆障害者雇用に関する企業等への周知・啓発</li> <li>◆障がい者の特性に応じた職業相談・職業訓練体制や職業訓練の充実</li> <li>◆公的年金制度や各種手当など分かりやすい周知</li> </ul>	総務課 保健福祉課
日常生活支援サービスや社会参加活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆在宅福祉サービス等の適切な提供体制の確保</li> <li>◆障害福祉サービスを支える専門人材と地域担い手の確保</li> <li>◆スポーツ・レクリエーション, 文化活動等の社会参加の促進</li> </ul>	保健福祉課

## ③高齢者が健康で安心して暮らせるための支援

施策の内容	具体的取組	担当課
働ける職場づくりと気運の醸成 ●就業促進と雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆シルバー人材センターへの支援及び高齢者の登録の推進</li> <li>◆定年退職者の再雇用者制度の周知啓発の推進</li> </ul>	高齢者支援課 総務課 企画政策課
生きがいづくりや健康づくり, 地域活動への積極的参加の推進 ●生活の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆元気高齢者等による地域見守りネットワークの強化・推進</li> <li>◆高齢者クラブ活動への支援</li> <li>◆サロン等を通じた健康づくり体制の充実・推進</li> <li>◆高齢者元気度アップポイント事業等による介護予防活動支援の充実</li> <li>◆リハビリテーション専門職等が関与する介護予防の促進</li> <li>◆地域住民による助け合い活動の推進</li> </ul>	高齢者支援課
医療・介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談体制の構築・充実</li> <li>◆高齢者や要介護者に対する包括的・継続的な在宅療養の支援</li> <li>◆認知症高齢者家族の支援体制の充実 (相談対応, 認知症に対しての正しい知識と対応方法の普及啓発, 介護者の負担軽減)</li> <li>◆介護人材の確保</li> </ul>	高齢者支援課



④外国人が安心して暮らし、地域社会に参画できるための支援

施策の内容	具体的取組	担当課
外国人が地域社会へ参画できるための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆多文化共生推進のための地域内交流の推進</li> <li>◆多文化共生推進のための国・県等事業の活用</li> <li>◆日本語や日本文化などの異文化学習機会の提供</li> </ul>	企画政策課 社会教育課
必要な情報や支援が受けられるための情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆やさしい日本語での情報伝達手段の研究</li> <li>◆受入企業や監理団体との非常・災害時等連絡体制の構築</li> <li>◆Wi-Fiスポットの拡充</li> <li>◆SNS（※P72）やカタログポケット（※P73）等を活用した情報発信</li> </ul>	企画政策課 ふるさと振興課 総務課



⑤誰もがいつまでも健康で暮らせるための取組促進

施策の内容	具体的取組	担当課
健康づくりの推進 ●ニーズを踏まえた健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆特定健診、長寿健診及び各種検診の受診勧奨</li> <li>◆健康相談や保健指導の充実</li> <li>◆学校保健、体育の充実（一校一運動の推進）</li> <li>◆生涯スポーツの推進</li> </ul>	保健福祉課 学校教育課 教育総務課 社会教育課
こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談窓口の周知啓発及び相談対応の充実</li> <li>◆こころの健康セミナーの開催</li> <li>◆ゲートキーパー（※P73）の人材育成（民生委員）</li> <li>◆SOSの出し方に関する教育の実施、心の教育の日の設定</li> <li>◆小・中学生への相談ダイヤルの周知推進</li> <li>◆教職員向けの研修の実施</li> </ul>	保健福祉課 学校教育課



<施策の基本方向>

(2) 誰もが元気で健やかに暮らすための支援



①子どもと親が安心して暮らせるための支援

出産・子育て環境の充実

- 安心して妊娠出産・子育てできるサポート体制の充実
- 不妊治療に関する支援

きめ細かな子育て支援

- 経済的支援
- 仕事と子育てが両立できるための支援

②障がい者の自立と社会参加を促進するための支援

差別解消に向けた啓発・広報活動の推進

雇用・就業機会の確保と経済的自立の支援

日常生活支援サービスや社会参加活動の充実

③高齢者が健康で安心して暮らせるための支援

働ける職場づくりと気運の醸成

- 就業促進と雇用の確保

生きがいづくりや健康づくり、地域活動への積極的参加の推進

- 生活の自立支援

医療・介護サービスの充実

④外国人が安心して暮らし、地域社会に参画できるための支援

外国人が地域社会へ参画できるための環境づくり

必要な情報や支援が受けられるための情報提供の拡充

⑤誰もがいつまでも健康で暮らせるための取組促進

健康づくりの推進

- ニーズを踏まえた健康づくり支援

こころの健康づくりの推進

### 施策の基本方向 (3) 防災分野における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

災害は、地震や風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）によって、その被害の大きさが決まってくると考えられています。被害を小さくするためには、性別や年齢、障がい等の有無など社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

災害発生時には、とりわけ女性や子ども、外国人など弱い立場にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。特に非常時には、平常時における固定的性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が生じるといったジェンダー課題が拡大されます。そのため、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であり、非常時において女性に負担が集中し、困難が深刻化しないような配慮が求められています。

しかし、これまで様々な意思決定過程への女性の参画が十分でなかったため、男女のニーズの違い等が考慮されないなどの課題が生じています。被害を最小化し、迅速な復興・復旧のために、防災・復興にかかる意思決定の場に女性が参画する必要があります。また、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施する必要があります。

#### 【現状と課題をふまえた対策】

地域の防災力を高めるために、防災に関する施策や方針決定、災害現場における女性等に負担が集中しないようにするため、女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を踏まえた防災体制づくりを推進します。また、災害時に困難に陥りやすい外国人等の視点に立った防災対応ができるように地域防災活動を推進します。

#### ①危機管理や防災の充実のための女性参画

施策の内容	具体的取組	担当課
防災会議や自主防災組織への女性の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆さつま町防災会議への女性の参画</li> <li>◆町内一斉防災訓練への積極的な参加促進</li> </ul>	総務課
女性の視点に立った防災対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆避難情報発表時に対する地域活動</li> <li>◆防災計画・避難所運営マニュアルへ男女共同参画の視点を取り入れるための情報提供・助言</li> <li>◆女性消防吏員（※P73）の採用・登用に向けた積極的なPRの実施</li> <li>◆女性の消防団への入団促進</li> </ul>	総務課 消防総務課
外国人の視点に立った防災対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆外国人を含めた地域防災活動の推進</li> </ul>	総務課 企画政策課

<施策の基本方向>

(3) 防災分野における男女共同参画の推進



危機管理や防災の充実のための女性参画

防災会議や自主防災組織への女性の参加促進

女性の視点に立った防災対応

外国人の視点に立った防災対応



## 施策の基本方向 (4) 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

### 【現状と課題】

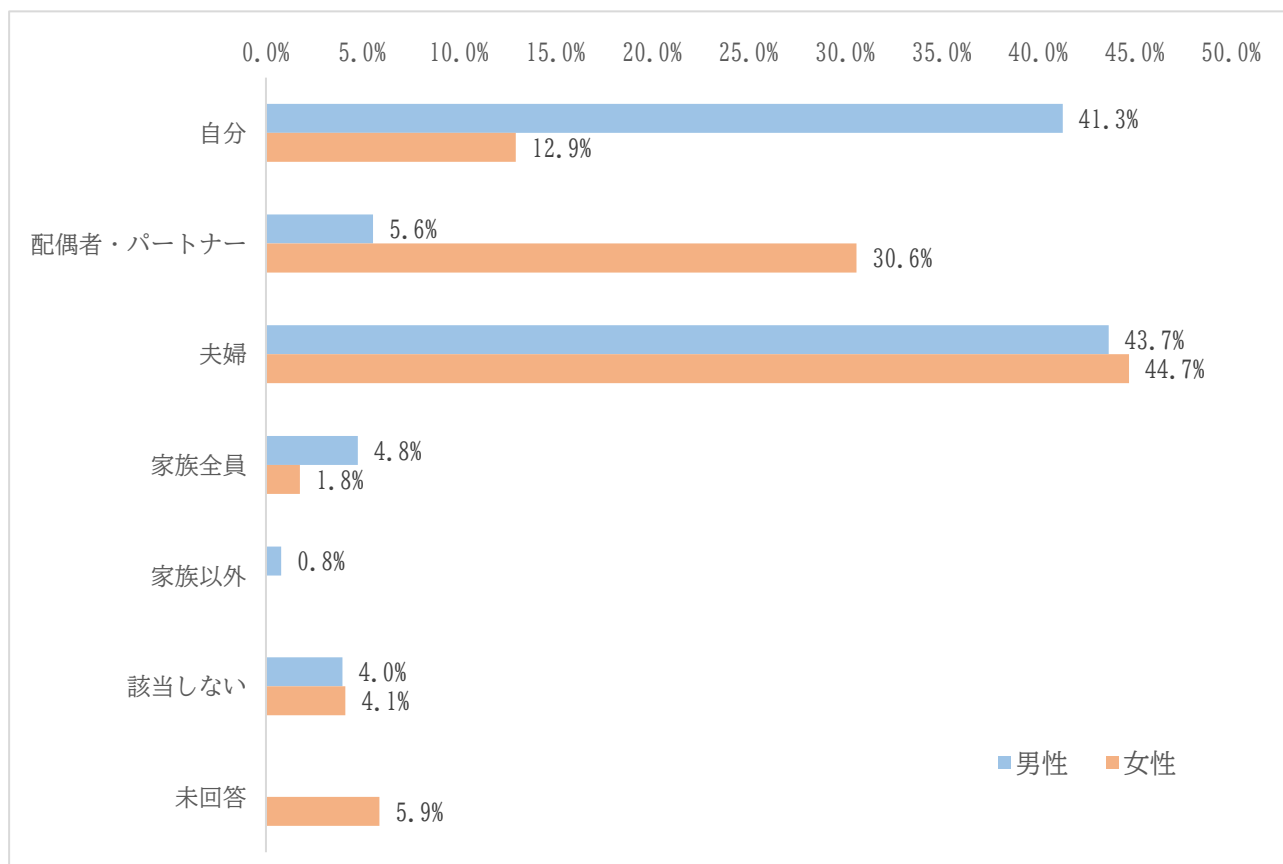
男女共同参画のまちづくりには、家庭をはじめ、最も身近な社会集団である「地域」が重要な役割を果たします。

町民アンケートによると、公民会などの地域活動への参加は男性の割合が高く、各団体の長や役員といった責任のある役割も男性が担うことが多く、地域活動やその意思決定の場への女性の参画は十分であるとは言えない状況です。

また、地域コミュニティにおける組織運営が世帯単位の慣行や性別による固定的な性別役割分担意識によって運営されると、住民の家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や単身者等の地域との関わり方が希薄化するだけでなく、地域コミュニティ活動への参加の機会を阻む要因となります。

男女共同参画の意識や地域コミュニティ意識の醸成を図るとともに、地域課題の解決に向けた実践活動を行う人材や団体の育成・支援を行い、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を推進する必要があります。

○あなたの家庭では、公民会など地域活動への参加を主にどなたが行っていますか。



### 【現状と課題をふまえた対策】

男女共同参画社会の実現のためには、行政だけでなく町民一人ひとりの意識改革が必要であり、町民・地域・事業所等との協働体制を推進します。また、新たな人材の発掘と地域づくりの担い手となる住民の支援を促進します。

### ①人材育成等による男女共同参画推進の基盤づくり

施策の内容	具体的取組	担当課
地域づくりにおける女性の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男性側の意識啓発のための研修等の実施</li> <li>◆地域づくりの担い手としての女性の参画支援と促進</li> </ul>	企画政策課
男女共同参画地域推進員の確保育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画地域推進員の確保及び育成</li> </ul>	企画政策課

#### 男女共同参画地域推進員とは・・・？

地域の実情や特性を踏まえ、各地域において市町村や関係団体等と連携し、男女共同参画の視点に立った活動や男女共同参画施策に関する情報提供など、男女共同参画の推進に係る活動を行う人。

#### ○主な活動内容

- ・男女共同参画社会の視点を生かした地域活動
- ・各種学習の場を活用した情報の提供
- ・性別による人権侵害（DV、セクシャルハラスメント等）の発見・対応，相談を受けた場合の相談機関の紹介

### 施策体系

#### <施策の基本方向>

#### （４）男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

#### ①人材育成等による男女共同参画推進の基盤づくり

地域づくりにおける女性の活動促進

男女共同参画地域推進員の確保育成

## ○推進体制

本計画の基本目標を達成していくために、国や県、関係機関などとの連携を深め、町民、地域、事業所等と一体となって男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進します。

### 1 町民、事業者等との連携

本計画は、人権、子ども・子育て、保健、高齢者福祉、障害者福祉、外国人町民に対する支援など、あらゆる分野における諸課題を男女共同参画の視点から捉え、本町に居住しているあらゆる人が自分らしくいきいきと活躍できる社会を目指します。

### 2 国、県、他市町村、関係機関等との連携

本町の男女共同参画の取組は、国際的な動きや、国、県の動きと連動しながら進めてきました。男女共同参画の施策をより充実したものにしていくために、今後の国や県、その他関係機関と連携し、施策の推進を図ります。

### 3 男女共同参画推進懇話会

さつま町男女共同参画推進懇話会において、男女いきいき幸せプランの策定等に係る町の施策の実施状況など男女共同参画社会の形成に関する諸問題について調査、協議を行い、その結果を施策に反映します。

### 4 計画の進行管理

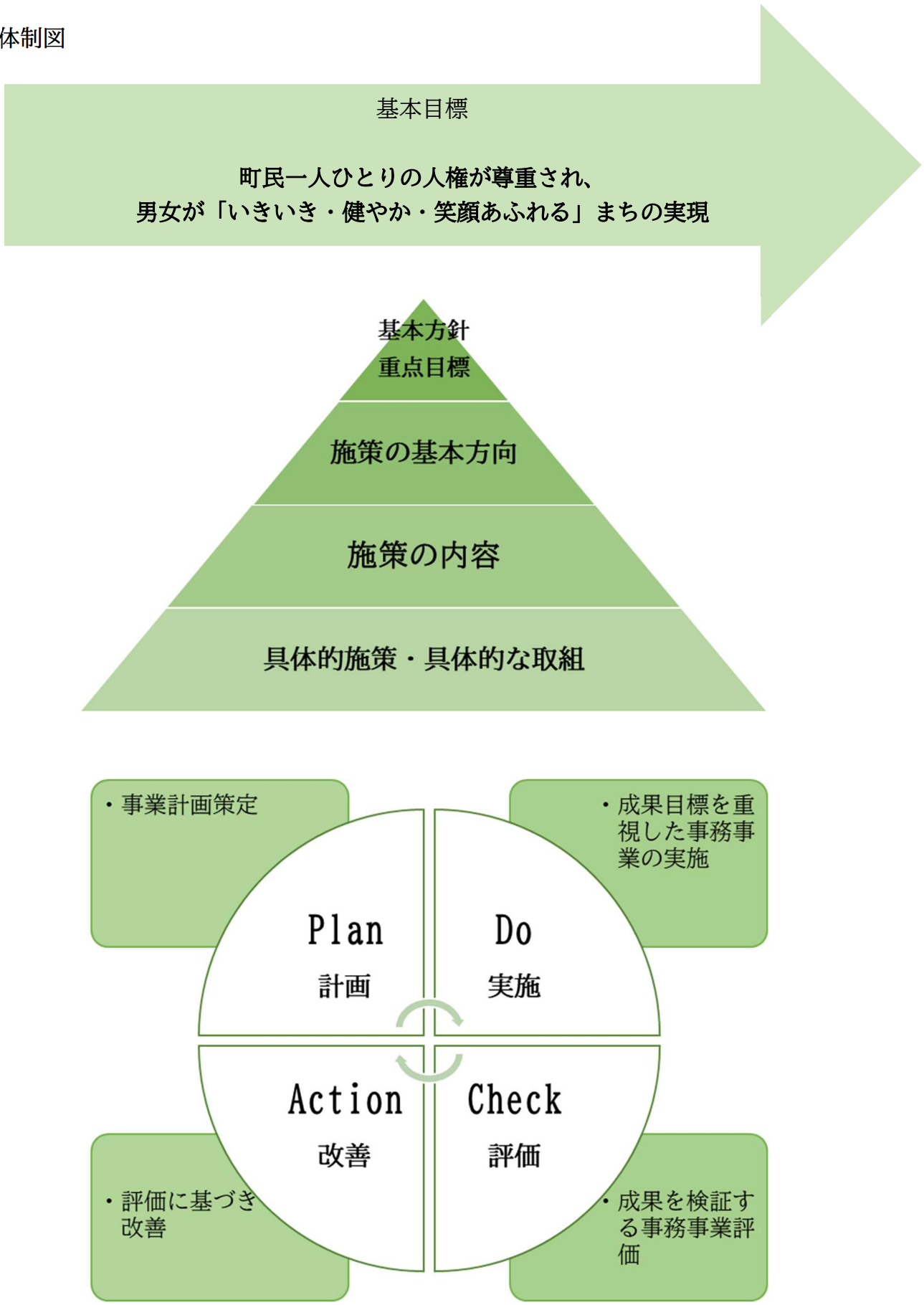
計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況を把握、点検し、本計画の進行管理を行い、その結果について公表します。

### 5 庁内の推進体制の充実

男女共同参画の推進に関する施策について、計画的かつ効果的に取り組むためさつま町男女共同参画推進委員会において、関係部署及び関係機関との連絡調整を行い、施策の推進に必要な調査審議を行います。

また、計画に基づく関連施策の実施にあたって、「男女共同参画の視点」が確実に反映されるよう施策の進行管理を徹底します。

体制図





## 計画の数値目標

本計画を具体的に推進していくために、次の項目について数値目標を設定し、男女共同参画の取組に対する推進状況を把握・評価していきます。

No.	内容	現状値 (R 3年度)	目標値 (R 8年度)	関連 ページ	担当課
1	「男は仕事，女は家庭」という固定的性別役割分担に「同感しない」と思う人の割合	71.3%	90%	18	企画政策課
2	男女は平等となっていると思う人の割合	9.3%	80%	19	企画政策課
3	審議会等の女性登用率	21.1%	40%以上	25	企画政策課 関係課
4	係長以上に占める女性の割合（特定事業主行動計画）	10%	15%	26	総務課
5	町の男性職員の育児休業取得率	0%	10%	26	総務課
6	町の男性職員の妻の出産に係る特別休暇の取得率（取得者数の割合）	100%	100%	26	総務課
7	家族経営協定数	83	95 以上	29	担い手育成支援室
8	DV・虐待等からの一時避難所の数（施設数）	2	4	35	保健福祉課 高齢者支援課 子ども支援課
9	子宮頸がん検診受診率	16.8% (R 2)	20.3% 以上	40	保健福祉課
10	乳がん検診受診率	19.1% (R 2)	21.8% 以上	40	保健福祉課
11	肺がん検診受診率	8.2% (R 2)	8.7% 以上	40	保健福祉課
12	ゲートキーパー養成講座受講者数 (期間累計)	27人 (R 2)	1,000人 以上	40	保健福祉課
13	女性消防団員数	6人	10人	42	消防総務課
14	女性消防吏員数	0人	2人	42	消防総務課
15	男女共同参画地域推進員の数	1人	3人	45	企画政策課

※現状値について、子宮頸がん検診，乳がん検診，肺がん検診の各受診率及びゲートキーパー養成講座受講数については、令和2年度時点の数値を現状値としている。



◆資料編◆



# 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

改正平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号  
同 11 年 12 月 22 日同第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則（略）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びそ

の他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
  - 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
  - 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(以下略)

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 法律第 64 号  
最終改正 令和元年 法律第 24 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
  - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
  - 第 2 節 一般事業主行動計画等（第 8 条—第 18 条）
  - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 19 条）
  - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条—第 29 条）
- 第 5 章 雑則（第 30 条—第 33 条）
- 第 6 章 罰則（第 34 条—第 39 条）
- 附則

## 第 1 章 総則

### （目的）

**第 1 条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

**第 2 条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

**第 3 条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （事業主の責務）

**第 4 条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第 2 章 基本方針等

### （基本方針）

**第 5 条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項



- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - ア 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - イ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ウ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

**(都道府県推進計画等)**

- 第6条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
    - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
    - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
    - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
  - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画等

**(一般事業主行動計画の策定等)**

- 第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - (1) 計画期間
    - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
    - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
  - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
  - 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
  - 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
  - 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
  - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

**(基準に適合する一般事業主の認定)**

**第9条** 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

**(認定一般事業主の表示等)**

**第10条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

**(認定の取消し)**

**第11条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

**(基準に適合する認定一般事業主の認定)**

**第12条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

**(特例認定一般事業主の特例等)**

**第13条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

**(特例認定一般事業主の表示等)**

**第14条** 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

**(特例認定一般事業主の認定の取消し)**

**第15条** 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

(1) 第11条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

(2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

**(委託募集の特例等)**

**第16条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に對して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50

条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第17条** 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### （一般事業主に対する国の援助）

**第18条** 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第3節 特定事業主行動計画

**第19条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

##### （一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

**第20条** 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

（1）その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

（2）その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

##### （特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

**第21条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

（1）その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

（2）その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

## 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

### (職業指導等の措置等)

- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (財政上の措置等)

- 第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (国等からの受注機会の増大)

- 第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

### (啓発活動)

- 第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

### (情報の収集、整理及び提供)

- 第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

### (協議会)

- 第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
  - (2) 学識経験者
  - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

### (秘密保持義務)

- 第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (協議会の定める事項)

- 第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

### (公表)

- 第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

**第32条** 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第15条, 第16条, 第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は, 厚生労働省令で定めるところにより, その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

**第33条** この法律に定めるもののほか, この法律の実施のため必要な事項は, 政令で定める。

## 第6章 罰則

**第34条** 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して, 労働者の募集に従事した者は, 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第35条** 次の各号のいずれかに該当する者は, 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

**第36条** 次の各号のいずれかに該当する者は, 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで, 労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

**第37条** 次の各号のいずれかに該当する者は, 30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず, 又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み, 妨げ, 若しくは忌避し, 又は質問に対して答弁をせず, 若しくは虚偽の陳述をした者

4 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

**第38条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人, 使用人その他の従業者が, その法人又は人の業務に関し, 第34条, 第36条又は前条の違反行為をしたときは, 行為者を罰するほか, その法人又は人に対しても, 各本条の罰金刑を科する。

**第39条** 第30条の規定による報告をせず, 又は虚偽の報告をした者は, 20万円以下の過料に処する。

### 附則抄

(施行期日)

**第1条** この法律は, 公布の日から施行する。ただし, 第3章(第7条を除く。), 第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は, 平成28年4月1日から施行する。

(以下略)

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日 法律第31号  
最終改正 令和元年6月26日 法律第46号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （定義）

**第1条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### （国及び地方公共団体の責務）

**第2条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画

### （基本方針）

**第2条の2** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

（3）その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### （都道府県基本計画等）

**第2条の3** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

### （配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### （婦人相談員による相談等）

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### （婦人保護施設における保護）

- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

### （配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

### （配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

- 第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

### （警察官による被害の防止）

- 第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### （警察本部長等の援助）

- 第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を

受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

**(福祉事務所による自立支援)**

**第8条の3** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(被害者の保護のための関係機関の連携協力)**

**第9条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

**(苦情の適切かつ迅速な処理)**

**第9条の2** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

**第四章 保護命令**

**(保護命令)**

**第10条** 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - (2) 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
  - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号にお



いて「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

#### (管轄裁判所)

**第11条** 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### (保護命令の申立て)

**第12条** 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- (3) 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (4) 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - ア 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - イ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ウ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - エ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号アからエまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### (迅速な裁判)

**第13条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### (保護命令事件の審理の方法)

**第14条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号アからエまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

**第15条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号アからエまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

**(即時抗告)**

**第16条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

**(保護命令の取消し)**

**第17条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

**(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)**

**第18条** 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

**(事件の記録の閲覧等)**

**第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

**(法務事務官による宣誓認証)**

**第20条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

**(民事訴訟法の準用)**

**第21条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

**(最高裁判所規則)**

**第22条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

**第5章 雑則**

**(職務関係者による配慮等)**

**第23条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

**(教育及び啓発)**

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(以下略)

## 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30年5月23日法律第28号  
最終改正令和3年6月16日法律第67号

### (目的)

第1条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(以下「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念のっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

### (基本原則)

第2条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

### (国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)のっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

### (政党その他の政治団体の努力)

第4条 政党その他の政治団体は、基本原則のっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

### (法制上の措置等)

第5条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

### (実態の調査及び情報の収集等)

第6条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第11条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

### (啓発活動)

第7条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

### (環境整備)

第8条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

### (性的な言動等に起因する問題への対応)

第9条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要

な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第10条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第11条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

# 鹿児島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日  
鹿児島県条例第56号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第8条）

### 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止（第9条）

### 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第16条）

### 第4章 鹿児島県男女共同参画審議会（第17条—第24条）

### 附則

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまでも、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根深く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

### （基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

### （県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、県民及び市町村と連携を図るものとする。

### （事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

い。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村への要請及び支援)

第7条 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

第9条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント

(3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する暴力行為(精神的苦痛を著しく与える行為を含む。)

## 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等の申出)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 県は、第9条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第16条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

2 男女共同参画週間は、毎年7月25日から同月31日までとする。

3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

## 第4章 鹿児島県男女共同参画審議会

(審議会)

第17条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。

- (2) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第18条 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員20人以内をもって組織する。

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第22条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、総務部県民生活局において処理する。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

附則(平成21年3月27日条例第14号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成31年3月22日条例17号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。



## さつま町男女共同参画推進委員会設置規定

平成18年4月1日  
訓令第6号

(設置)

第1条 本町における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、さつま町男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 関係課等の男女共同参画に関する事務の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副町長とし、副会長は企画政策課長とする。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長の職務等)

第4条 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、会長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進委員会に、第2条の所掌事務に関する具体的事項を審議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者及び会長が指名する者をもって充てる。
- 3 幹事会の会長は、企画政策課企画政策係長とする。
- 4 幹事会の会長は、幹事会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 幹事会は必要に応じて、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進委員会及び幹事会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月27日訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成21年7月8日訓令第5号）

この訓令は、平成21年7月8日から施行する。

附則（平成21年7月31日訓令第7号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附則（平成22年2月10日訓令第5号）抄

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成23年4月1日訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成25年3月27日訓令第1号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成26年3月10日訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年3月30日訓令第5号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成29年8月31日訓令第11号）

この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

附則（平成30年3月27日訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成31年3月26日訓令第4号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(別表省略)

## さつま町男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成 18 年 4 月 1 日  
告示第 76 号

(設置)

第 1 条 本町における男女共同参画社会の形成にあたり、広く住民の意見を取り入れ、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するため、さつま町男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、男女共同参画社会形成に関する諸問題について研究・協議し、必要に応じて町長に提言を行うものとする。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 各団体の代表者
- (3) 町内企業及び事業所の代表者
- (4) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める

附則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 22 年 2 月 10 日告示第 21 号）抄

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 3 月 11 日告示第 27 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 31 年 3 月 26 日告示第 19 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 用語解説

用語	解説
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。
男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」といい、昭和60年に制定された。職場における採用・配置・昇進などの人事上、男女の差別を行なってはいけないとする法律。平成9年に大幅に改正され、募集、採用、配置などの差別禁止規定やセクシュアル・ハラスメントの防止などの雇用管理上の規定が新設され、平成19年4月からは、男女双方に対する差別や間接差別、妊娠・出産などを理由とする不利益な取り扱いなどの禁止が盛り込まれた改正法が施行されている。
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均のこども数を表す。
固定的性別役割分担意識	男女は問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。 「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。
ジェンダー	生物学的性別（SEX）でなく、「社会的・文化的に形成された性別（性別に基づいて社会的に作り上げられた「男性像」「女性像）」のこと。
女性のエンパワーメント	女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること。
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などの様々な活動を、人生の段階に応じて自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。
M字カーブ問題	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

用語	解説
ダイバーシティ (多様性)	性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
クォータ制度	議会などの議員選挙などで候補者や議席の一定割合を男女に割り当てる制度で、構造的な差別により力を生かす機会が少ない人に機会をつくり、実質的な平等を実現するポジティブアクション（積極的改善措置※P71）の一つ。
ドメスティックバイ オレンス（DV）	配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のこと。 暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、人前で馬鹿にしたり生活費を渡さないなどの精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれる。 これらの暴力の多くは家庭という私的な場で起こるため、他の人に見つかりにくく、長期にわたり繰り返し行われることで、被害者に恐怖や不安を与えるため、深刻なダメージを受ける場合が多くある。
デートDV	交際相手から行われる暴力行為のこと。身体的な暴力のほか、大声でどなること、他の人とのメールをチェックするなどの精神的な暴力も含まれる。
セクシャルハラスメ ント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な行動。単に雇用関係にある者のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員課間など、様々な生活の場で起こり得るものである。
パワーハラスメント	職場内での優位性や立場を利用して、労働者に対して業務の適正範囲を超えた叱責や嫌がらせを行う行為である。身体的侵害、精神的侵害、人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求、個の侵害の6つに分類される。
アンコンシャス・バ イアス（無意識の思 い込み）	自分自身では気づいていない「ものの見方やとらえ方の歪みや偏り」のことを指し、過去の経験や知識、価値観、信念などを元に認知や判断を行うため無意識の行動や発言として現れるもの。
性的指向	性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
性自認（LGBTQ+）	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身のセクシャリティを決められない人、分からない、または決めない人）など性的少数者を表す総称のひとつ。 最後の+（プラス）は、性は大変多様であり、上記以外にも様々な性のあり方があることから、包括的な意味を持たせている。
パートナーシップ制 度	戸籍上は同性であるカップルに対して、地方自治体が婚姻と同等のパートナーシップであることを承認する制度で、法的拘束力はないものの、パートナーとして公営住宅の入居が認められるなどの効力がある。
SNS	ソーシャルネットワークキングサービスの略で、登録された利用者同士がインターネット上で交流できるサービスのこと。主なSNSにLINEやFacebookがある。

用語	解説
カタログポケット	スマートフォンやタブレットで登録されている広報紙などを10言語で自動翻訳、音声読み上げ機能を使ってよむことができるアプリ。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、「命の門番」と位置付けられる人。
スクールカウンセラー	児童や生徒、教師の心のケアのためにカウンセリングなどを行う人。
スクールソーシャルワーカー	児童や生徒が抱えている様々な問題を解決するために、関係機関との連携・調整、児童等を取り巻く環境の問題への働きかけを行う人。
レスパイト事業	在宅で生活している医療的ケア児の健康の保持と保護者等の介護負担の軽減を図ることを目的として、自宅に訪問看護ステーションから看護師・准看護師を派遣し、保護者等が行っている医療的ケア等を一定時間代替する事業。
消防吏員	消防本部に勤務する消防職員のうち、消火・救急・救助等の業務を行う者。





第3次さつま町男女いきいき幸せプラン

-さつま町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画-

-さつま町女性の職業生活における活躍の推進計画-

発行 さつま町役場企画政策課

〒895-1803

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

TEL 0996-53-1111

FAX 0996-52-3514

ホームページ <http://www.satsuma-net.jp/>

発行日 令和4年3月